

大阪地域司法データ 2025

大阪弁護士会 司法問題対策委員会

大阪地域司法データ 2025（目次）

1 大阪の裁判所の事件動向

---P 1

（表 1－1）大阪地家裁事件の大阪本庁・支部別一覧表（2022 年新受件数）

（表 1－2）大阪地裁管内簡裁事件裁判所別一覧表（2022 年新受件数）

2 大阪の裁判件数

---P 4

（表 2－1）大阪地裁民事事件新受件数の推移

（表 2－2）大阪地裁民事第一審通常事件における本人訴訟の割合（既済事件数比）

（表 2－3）大阪地裁刑事事件新受件数の推移

（表 2－4－1）大阪家裁管内における家事事件新受件数の推移

（表 2－4－2）大阪家裁本庁における家事事件新受件数の推移

（表 2－4－3）大阪家裁堺支部における家事事件新受件数の推移

（表 2－4－4）大阪家裁岸和田支部における家事事件新受件数の推移

（表 2－5）大阪府下簡裁民事通常訴訟新受件数の推移

3 大阪の裁判官数

――P 1 3

(表 3－1) 大阪地裁 (本庁) 配属裁判官の内訳

(表 3－2－1) 大阪家裁 (本庁) 配属裁判官の内訳

(表 3－2－2) 大阪家裁 (堺支部) 配属裁判官の内訳

(表 3－2－3) 大阪家裁 (岸和田支部) 配属裁判官の内訳

(表 3－2－4) 大阪家裁 (管内) 配属裁判官の内訳

(表 3－3) 大阪家裁管内家裁調査官の配置状況

4 借金問題

――P 1 8

(表 4－1) 大阪地裁管内 (本庁、堺支部、岸和田支部) の破産新受件数の推移

(表 4－2) 大阪地裁管内 (本庁、堺支部、岸和田支部) の個人再生新受件数の推移

5 労働問題

――P 2 0

(表 5－1) 大阪労働局 助言・指導、あっせん件数

(表 5－2) 大阪地裁第 5 民事部 (労働事件担当部) 労働審判事件数・労働保全事件数

6 交通事故

――P 2 2

(表 6－1) 大阪府下における交通事故件数

(表 6－2) 大阪地裁第 15 民事部交通事故事件受理事件数等

(表 6－3) 大阪府下簡裁交通事故事件受理件数等

(表 6－4) (公財) 交通事故紛争処理センター大阪支部処理件数

(表 6－5) (公財) 日弁連交通事故相談センター大阪支部示談斡旋件数

7 家事事件

—P 28

(表 7－1) 離婚件数 (全国・大阪)

(表 7－2) 大阪家裁調停審判事件数 (夫婦関係・親子関係)

(表 7－3) 大阪家裁履行勧告・履行命令合計件数

(表 7－4) 大阪家裁履行勧告の履行状況別件数

(表 7－5) 大阪家裁履行命令終局処分の内訳

(表 7－6) 大阪家裁人事訴訟件数

(表 7－7) 大阪家裁家事調停事件 (婚姻関係) の手続代理人選任数

(表 7－8) 大阪家裁遺産分割調停手続代理人選任事件数

(表 7－9) 大阪家裁人事訴訟代理人選任事件数

8 DV（配偶者間暴力）

――P 3 5

（表 8－1）大阪府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

（表 8－2）保護命令申立新受件数

（表 8－3）大阪地裁管内保護命令申立新受件数（2023 年～2024 年の推移）

9 高齢者・障がい者

――P 3 9

（表 9－1－1）ひまわり専門法律相談件数

（表 9－1－2）自治体における専門法律相談件数

（表 9－2）精神保健

（表 9－3）成年後見

（表 9－4－1）虐待防止

（表 9－4－2）虐待防止研修への講師派遣

（表 9－5）障がい者の刑事弁護

（表 9－6）アウトリーチ

（表 9－7）家庭裁判所成年後見人等選任事件数

(表 9－8) ひまわり登録弁護士数

(表 9－9) 高齢者・障がい者虐待

(表 9－10) 精神医療審査会

10 子ども

---P 4 3

(表 10－1) 国選付添人契約弁護士数の推移 (大阪)

(表 10－2) 国選付添人名簿登載者数 (大阪)

(表 10－3) 日弁連法テラス委託援助の少年保護事件付添援助決定件数 (大阪)

(表 10－4) 未成年後見人・後見監督人選任事件新受件数

(表 10－5) 児童相談所における児童虐待相談対応件数

(表 10－6) 大阪における付添人選任率の推移

(表 10－7) 大阪における国選付添人選任率の推移

11 医療過誤

---P 4 8

(表 11－1) 医療関係訴訟の新受件数と認容率の推移

(表 11－2) 民間総合調停センターにおける医療に関する申立受理件数

(表 11－3) 総合法律相談センターにおける医療事件の相談件数

1 2 建築紛争

――P 5 3

（表 1 2 － 1）大阪地方裁判所第 1 0 民事部建築訴訟事件

（表 1 2 － 2）民間総合調停センター不動産売買・請負契約における紛争受理件数

（表 1 2 － 3）大阪住宅紛争審査会受理件数

（表 1 2 － 4）大阪弁護士会総合法律相談センター：住宅・建築相談受理件数

（表 1 2 － 5）公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター：住宅専門家相談件数（大阪）

1 3 刑事事件

――P 5 6

（表 1 3 － 1）刑事弁護

（表 1 3 － 2 － 1）裁判員裁判新受件数・終局件数

（表 1 3 － 2 － 2）裁判員裁判平均審理期間（全国）

（表 1 3 － 2 － 3）裁判員裁判平均評議時間（全国）

（表 1 3 － 2 － 4）裁判員候補者（全国）

1 4 相続・遺言

――P 6 0

（表 1 4 － 1）公正証書遺言作成件数

(表 1 4 - 2) 遺言書検認手続申立件数

(表 1 4 - 3) 信託業務を行う金融機関の遺言書保管件数

(表 1 4 - 4) 法務局における自筆証書遺言書保管制度利用件数

1 5 裁判外紛争解決機関

---P 6 4

(表 1 5) 民間総合調停センター処理件数

1 6 大阪弁護士会の法律相談

---P 6 5

(表 1 6 - 1) 法律相談センター相談件数等

(表 1 6 - 2) 顧問弁護士紹介等

1 7 法テラス大阪の法律相談・民事法律扶助

---P 7 0

(表 1 7 - 1) 法律相談援助件数

(表 1 7 - 2) 代理援助・書類作成援助件数

1 大阪の裁判所の事件動向

(表1－1)大阪地家裁事件の大阪本庁・支部別一覧表(2022年新受件数)

地方家庭裁判所		大阪地家裁総数		大阪本庁 (%)				堺 (%)				岸和田 (%)			
事 件 総 数		59,560		46,864 (78.7)				8,360 (14.0)				4,336 (7.3)			
民 事 事 件		38,728		30,943	(79.9)			4,834	(12.5)			2,951	(7.6)		
	第一審通常訴訟		13,470			11,632	(86.4)			1,212	(9.0)			626	(4.6)
	保全		1,095			981	(89.6)			78	(7.1)			36	(3.3)
	民事執行		17,459			13,166	(75.4)			2,581	(14.8)			1,712	(9.8)
	破産		6,704			5,164	(77.0)			963	(14.4)			577	(8.6)
刑 事 事 件		5,875		4,852	(82.6)			678	(11.5)			345	(5.9)		
家 事 事 件		11,381		8,530	(74.9)			1,811	(15.9)			1,040	(9.1)		
	別表第二審判		1,900			1,443	(75.9)			259	(13.6)			198	(10.4)
	別表第二調停		5,475			4,083	(74.6)			893	(16.3)			499	(9.1)
	別表第二以外調停		3,277			2,456	(74.9)			535	(16.3)			286	(8.7)
	人事訴訟		729			548	(75.2)			124	(17.0)			57	(7.8)
少年事件 (一般保護)		3,576		2,539	(71.0)			1,037	(29.0)			—		—	
人 口		8,784,421		6,427,451				1,534,637				822,333			
人口100人当たりの事件数		0.68		0.73				0.54				0.53			
本庁・支部別弁護士数		5,045		4,859				145				41			
弁護士一人当たりの人口		1,741		1,323				10,584				20,057			
弁護士一人当たりの事件数		11.8		9.6				57.7				105.8			

※民事事件は、第一審通常訴訟、保全、民事執行、破産の新受事件数のみを集計。
※刑事事件は訴訟事件(略式・交通即決事件を除く)の新受事件数。
※家事事件は、乙類審判、乙類調停、乙以外調停、人事訴訟の新受事件数のみを集計。
※少年事件は一般保護事件のみの新受事件数。
※弁護士数は2024年8月27日現在。人口は2023年1月1日現在。各事件数は最高裁からの提供資料にもとづく。

(表1－2)大阪地裁管内簡裁事件裁判所別一覧表(2022年新受件数)

簡易裁判所	簡裁事件総数				大阪簡裁（％）				大阪池田（％）				豊中（％）			
事 件 総 数	52, 389				39, 909 (76. 2)				392 (0. 7)				713 (1. 4)			
民 事 事 件	52, 357				39, 888	(31. 0)			392	(0. 3)			712	(0. 6)		
通常訴訟事件			36, 633				32, 006	(87. 4)			143	(0. 4)			284	(0. 8)
調停事件			2, 201				1, 437	(65. 3)			31	(1. 4)			44	(2. 0)
その他の事件			13, 523				6, 445	(47. 7)			218	(1. 6)			384	(2. 8)
刑 事 事 件	32				21	(65. 6)			0	0. 0			1	(3. 1)		
人口	8, 784, 421				2, 741, 587				269, 995				407, 695			
人口100人当たりの事件数	0. 60				1. 46				0. 15				0. 17			

簡易裁判所	吹田（％）				茨木（％）				東大阪（％）				枚方（％）			
事 件 総 数	750 (1. 4)				1, 047 (2. 0)				1, 913 (3. 7)				2, 559 (4. 9)			
民 事 事 件	750	(0. 6)			1, 046	(0. 8)			1, 912	(1. 5)			2, 557	(2. 0)		
通常訴訟事件			267	(0. 7)			413	(1. 1)			734	(2. 0)			937	(2. 6)
調停事件			50	(2. 3)			50	(2. 3)			95	(4. 3)			173	(7. 9)
その他の事件			433	(3. 2)			583	(4. 3)	0	0	1, 083	(8. 0)	0	0	1, 447	(10. 7)
刑 事 事 件	0	0. 0			1	(3. 1)			1	(3. 1)			2	(6. 3)		
人口	467, 773				665, 097				742, 135				1, 133, 169			
人口100人当たりの事件数	0. 16				0. 16				0. 26				0. 23			

簡易裁判所		堺（％）				富田林（％）				羽曳野（％）				岸和田（％）			
事 件 総 数		2,080		(4.0)		456		(0.9)		719		(1.4)		1,291		(2.5)	
民 事 事 件		2,077	(1.6)			456	(0.4)			718	(0.6)			1,289	(1.0)		
	通常訴訟事件			764	(2.1)			162	(0.4)			233	(0.6)			470	(1.3)
	調停事件			163	(7.4)			24	(1.1)			37	(1.7)			66	(3.0)
	その他の事件			1,150	(8.5)			270	(2.0)			448	(3.3)			753	(5.6)
刑 事 事 件		3	(9.4)			0	0.0			1	(3.1)			2	(6.3)		
人口		936,712				241,436				356,489				546,270			
人口100人当たりの事件数		0.22				0.19				0.20				0.24			

簡易裁判所		佐野（％）			
事 件 総 数		560			(1.1)
民 事 事 件		560	(0.4)		
	通常訴訟事件			220	(0.6)
	調停事件			31	(1.4)
	その他の事件			309	(2.3)
刑 事 事 件		0	0.0		
人口		276,063			
人口100人当たりの事件数		0.20			

※弁護士数は、2024年8月27日現在。人口は2023年1月1日現在。

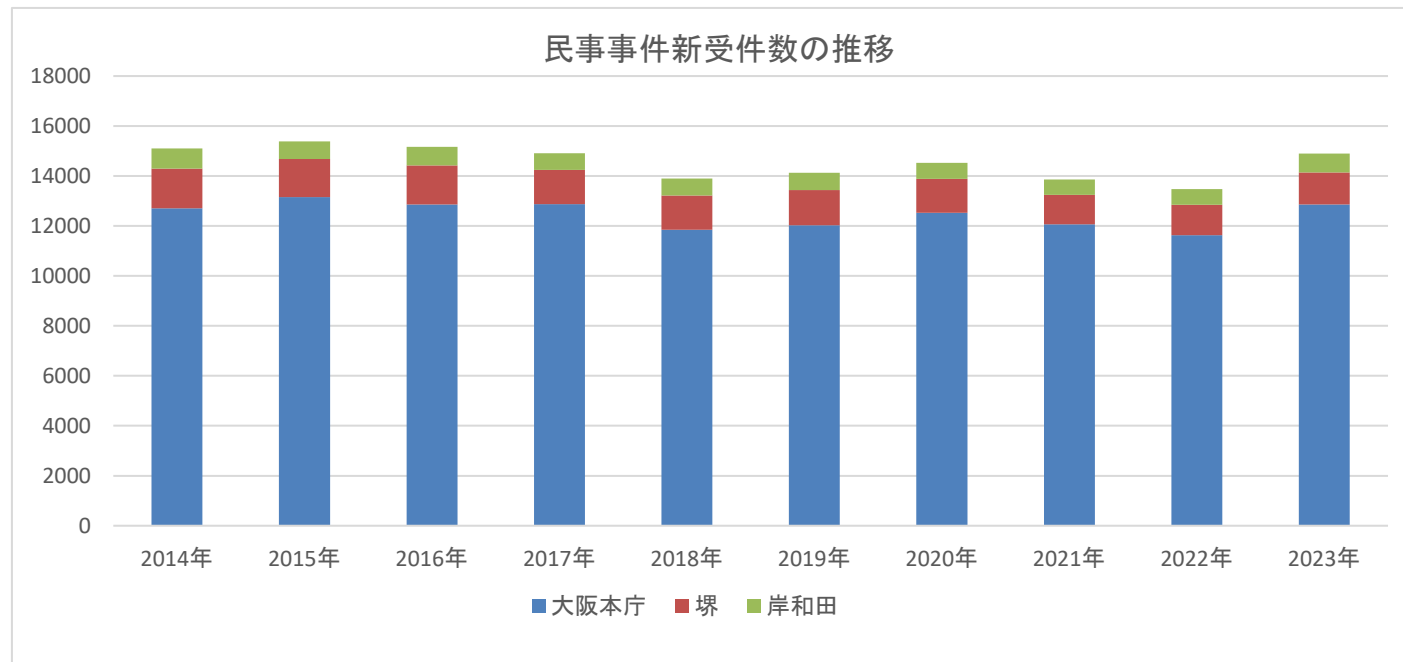
※刑事事件は訴訟事件（略式・交通即決事件を除く）の新受事件数。

2 大阪の裁判件数

(表2-1)大阪地裁民事事件新受件数の推移

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
大阪本庁	12,708	13,151	12,866	12,872	11,845	12,023	12,532	12,060	11,632	12,855
堺	1,583	1,525	1,554	1,372	1,377	1,417	1,348	1,185	1,212	1,289
岸和田	812	713	752	669	682	684	648	619	626	750
大阪合計	15,103	15,389	15,172	14,913	13,904	14,124	14,528	13,864	13,470	14,894

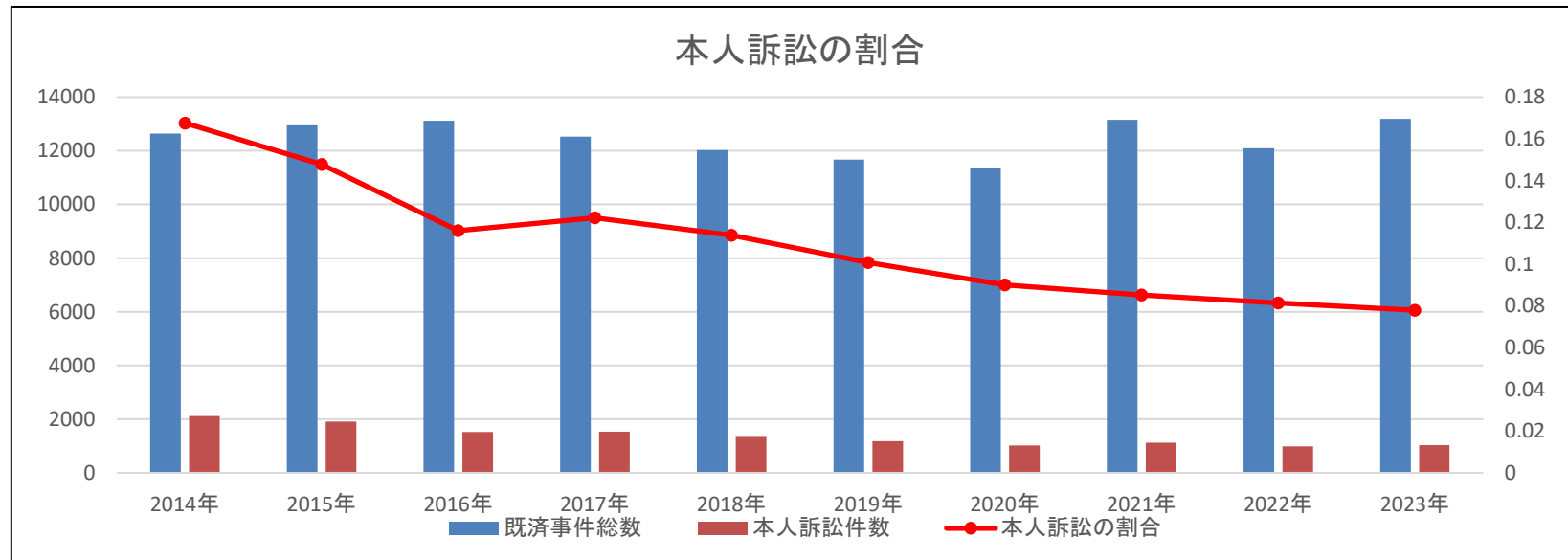
(資料提供:大阪地裁総務課)



(表2-2)大阪地裁民事第一審通常事件における本人訴訟の割合(既済事件数比)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
既済事件総数	12,648	12,947	13,124	12,534	12,030	11,670	11,367	13,157	12,093	13,189
本人訴訟件数	2,120	1,913	1,522	1,531	1,369	1,175	1,023	1,121	984	1,027
本人訴訟の割合	17%	15%	12%	12%	11%	10%	9%	9%	8%	8%

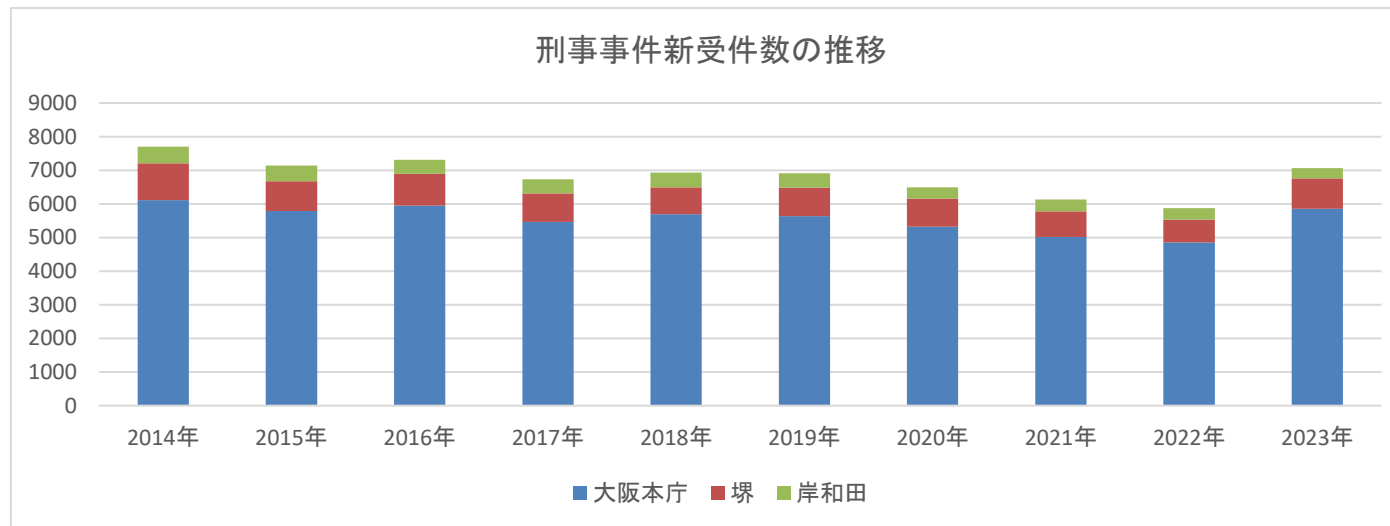
(資料提供:大阪地裁総務課)



(表2－3)大阪地裁刑事事件新受件数の推移

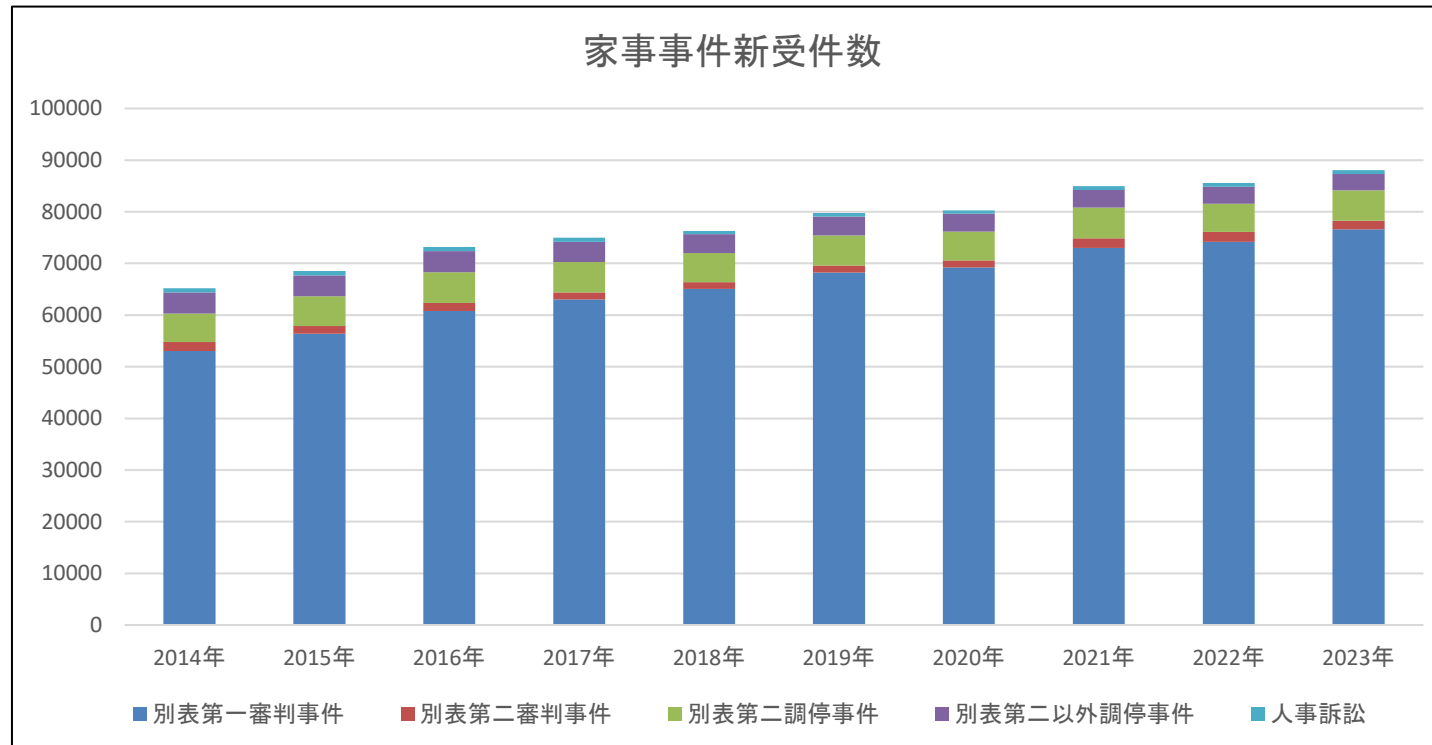
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
大阪本庁	6,116	5,792	5,951	5,461	5,695	5,635	5,318	5,017	4,852	5,855
堺	1,092	880	945	849	796	852	839	758	678	907
岸和田	495	466	414	423	438	424	337	358	345	300
大阪合計	7,703	7,138	7,310	6,733	6,929	6,911	6,494	6,133	5,875	7,062

(資料提供:大阪地裁総務課)



(表2-4-1)大阪家裁管内における家事事件新受件数の推移

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
別表第一審判事件	53,080	56,372	60,806	63,025	65,063	68,237	69,228	73,001	74,189	76,572
別表第二審判事件	1,714	1,534	1,524	1,340	1,305	1,357	1,379	1,844	1,900	1,728
別表第二調停事件	5,517	5,726	5,967	5,933	5,635	5,826	5,543	5,936	5,475	5,831
別表第二以外調停事件	4,059	4,072	4,098	3,880	3,634	3,650	3,501	3,415	3,277	3,211
人事訴訟	826	826	784	783	675	663	594	797	729	744
家事事件総数	65,196	68,530	73,179	74,961	76,312	79,733	80,245	84,993	85,570	88,086



(資料提供:大阪家裁総務課)

(表2-4-2)大阪家裁本庁における家事事件新受件数の推移

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
別表第一審判事件	38,300	40,438	44,520	46,009	47,312	49,015	50,151	53,510	54,142	55,858
別表第二審判事件	1,235	1,100	1,026	916	866	950	972	1,352	1,443	1,288
別表第二調停事件	3,991	4,089	4,360	4,361	4,156	4,258	4,014	4,362	4,083	4,298
別表第二以外調停事件	2,898	2,931	2,992	2,883	2,675	2,659	2,581	2,576	2,456	2,379
人事訴訟	662	616	582	597	512	507	436	610	548	586
家事事件総数	47,086	49,174	53,480	54,766	55,521	57,389	58,154	62,410	62,672	64,409

(資料提供:大阪家裁総務課)

(表2-4-3)大阪家裁堺支部における家事事件新受件数の推移

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
別表第一審判事件	9,842	10,829	11,057	11,658	11,774	12,637	12,650	12,955	13,062	13,574
別表第二審判事件	304	270	288	257	216	226	258	269	259	304
別表第二調停事件	1,011	1,079	1,074	1,010	963	1,038	993	978	893	973
別表第二以外調停事件	782	743	712	623	645	620	587	511	535	559
人事訴訟	112	144	133	113	100	104	99	114	124	106
家事事件総数	12,051	13,065	13,264	13,661	13,698	14,625	14,587	14,827	14,873	15,516

(資料提供:大阪家裁総務課)

(表2-4-4)大阪家裁岸和田支部における家事事件新受件数の推移

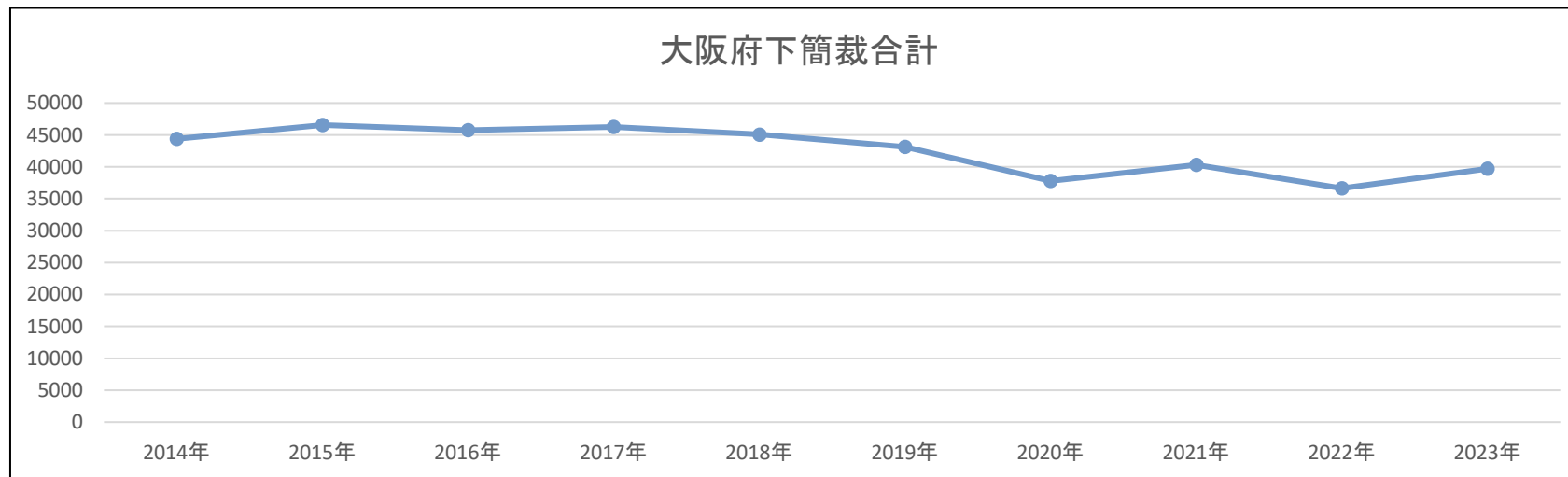
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
別表第一審判事件	4,938	5,105	5,229	5,358	5,977	6,585	6,427	6,536	6,985	7,140
別表第二審判事件	175	164	210	167	223	181	149	223	198	136
別表第二調停事件	515	558	533	562	516	530	536	596	499	560
別表第二以外調停事件	379	398	394	374	314	371	333	328	286	273
人事訴訟	52	66	69	73	63	52	59	73	57	52
家事事件総数	6,059	6,291	6,435	6,534	7,093	7,719	7,504	7,756	8,025	8,161

(資料提供:大阪家裁総務課)

(表2-5)大阪府下簡裁民事通常訴訟新受件数の推移

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
大阪	36,230	38,875	38,685	39,569	38,333	36,728	32,415	35,519	32,006	34,884
東大阪	1,210	1,095	932	934	963	854	711	707	734	671
枚方	1,504	1,439	1,344	1,364	1,321	1,323	1,012	911	937	962
堺	1,354	1,302	1,211	1,070	1,166	1,105	951	788	764	814
岸和田	773	719	668	623	652	596	550	529	470	550
大阪池田	270	267	292	230	232	231	218	172	143	147
豊中	488	405	435	400	336	395	339	299	284	295
茨木	740	703	625	620	600	533	476	403	413	451
吹田	630	660	597	529	534	506	448	362	267	296
富田林	299	297	234	255	250	230	164	149	162	155
羽曳野	474	465	414	336	341	332	289	260	233	245
佐野	427	328	314	329	355	314	217	230	220	243
合計	44,399	46,555	45,751	46,259	45,083	43,147	37,790	40,329	36,633	39,713

(資料提供: 大阪地裁総務課)



1 地裁民事事件数の推移

2014年から2023年までの大阪地裁本庁及び支部における第一審民事通常事件の新受件数の推移は、表2-1のとおりです。
大阪地裁(支部を含む)管内の地裁第一審通常事件の新受件数は、この10年間、最高15,389件(2015年)、最低13,470件(2022年)の間を上下し、大きな変動は見られません。2021年、2022年と13,000件台が2年間続いた後、2023年は14,900件近くにまで増加したのは、新型コロナの感染が一段落して市民の諸活動が活発化したことを反映したものと推測されます。

なお、今回から、大阪地裁民事第一審通常事件における本人訴訟(当事者のいずれにも代理人に弁護士が就いていない訴訟)の割合(既済事件数比)の統計を掲載していますが(表2-2)、本人訴訟の割合は、2014年の17%から、毎年、漸減し、2023年には8%まで減少しました。

2 地裁刑事事件数の推移

2014年から2023年までの大阪地裁本庁及び支部における第一審刑事通常事件の新受件数の推移は、表2-3のとおりです。

大阪地裁(支部を含む)管内の地裁第一審通常刑事事件の新受件数は、2014年の7,703件から漸減し、2022年には5,875件と、5,000件台にまで減少しましたが、2023年は7,062件と、一挙に7,000件台に回復しました。これも新型コロナの感染が一段落したことと関連があるものと推測されます。

3 家裁家事事件数の推移

2014年から2023年までの大阪家裁本庁及び各支部並びにそれらを合計した管内の家事審判事件、調停事件及び人事訴訟の新受件数の推移は、表2-4-1～4のとおりです。

大阪家裁(支部を含む)管内の家事事件の新受件数は、2014年の65,196件から毎年増加し、2023年には88,086件を数えるまでに至りました。

このように増加する最大の原因は、2000年に施行された成年後見事件に関する別表第一審判事件の増加にあります。成年後見制度が定着するとともに、人口の高齢化が進んでいる日本では、今後も増加傾向は続くと思われます。

4 簡裁民事事件数の推移

2014年から2023年までの大阪府下の12か所の簡裁における通常訴訟の新受件数の推移は、表2-5のとおりです。

大阪府下の簡裁の民事通常事件の新受件数は、2015年の46,555件をピークに、その後は漸減し、2023年には39,713件と、40,000件を切るところまで減少しました。過去においては、2009年に71,701件にまで達しましたが、これは、過払金返還請求事件の増加が主たる要因であり、それが終息に向かうとともに、新受件数は減少に転じ、現在もその基調にあるといえます。

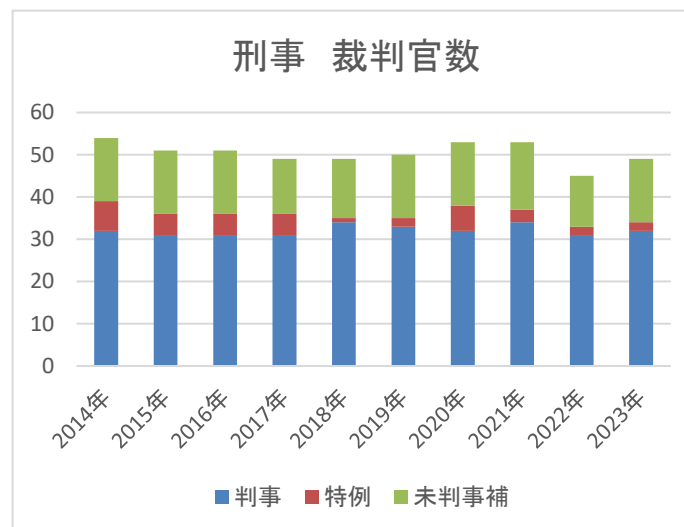
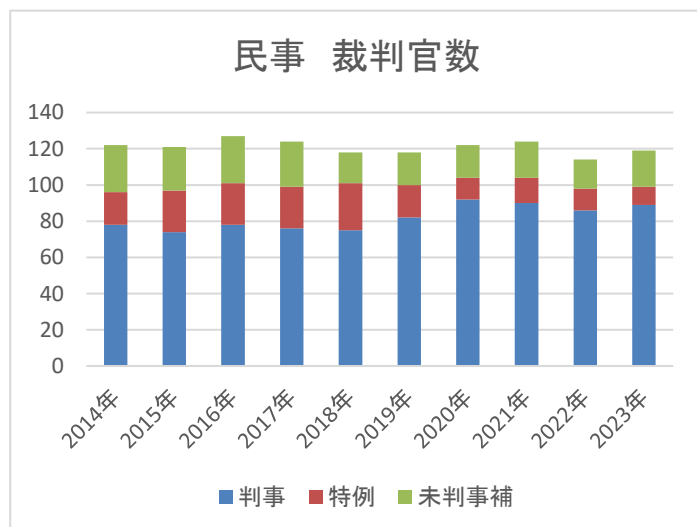
また、東大阪や枚方方面には地家裁支部が置かれていませんが、両簡裁の事件数の多さが注目されます。

3 大阪の裁判官数

(表3-1)大阪地裁(本庁)配属裁判官の内訳

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
民事	判事	78	74	78	76	75	82	92	90	86	89
	特例	18	23	23	23	26	18	12	14	12	10
	未判事補	26	24	26	25	17	18	18	20	16	20
	民事合計	122	121	127	124	118	118	122	124	114	119
刑事	判事	32	31	31	31	34	33	32	34	31	32
	特例	7	5	5	5	1	2	6	3	2	2
	未判事補	15	15	15	13	14	15	15	16	12	15
	刑事合計	54	51	51	49	49	50	53	53	45	49
民事刑事合計		176	172	178	173	167	168	175	177	159	168

(資料提供:大阪地裁総務課)

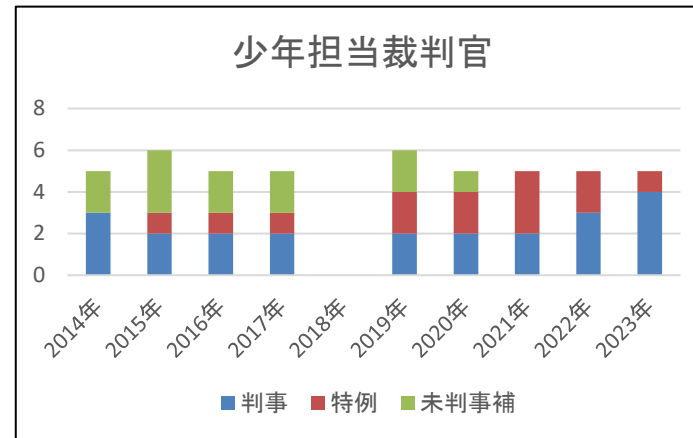
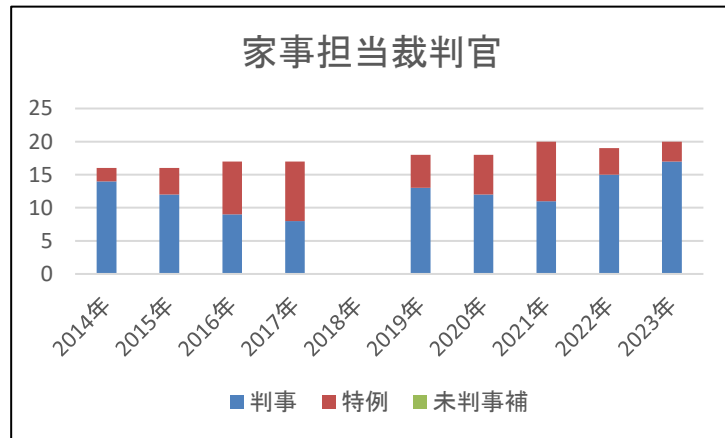


(表3-2-1)大阪家裁(本庁)配属裁判官の内訳

本庁		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
家事	判事	14	12	9	8		13	12	11	15	17
	特例	2	4	8	9		5	6	9	4	3
	未判事補	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	家事合計	16	16	17	17		18	18	20	19	20
少年	判事	3	2	2	2		2	2	2	3	4
	特例	0	1	1	1		2	2	3	2	1
	未判事補	2	3	2	2		2	1	0	0	0
	少年合計	5	6	5	5		6	5	5	5	5
家事少年合計		21【1】	22【1】	22【1】	22【1】		24【1】	23【1】	25【1】	24【1】	25【1】

(資料提供:大阪家裁総務課)

【 】は家事・少年の兼任裁判官



(表3-2-2)大阪家裁(堺支部)配属裁判官の内訳

堺支部		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
家事	判事						3	3	3	5	5
	特例						3	3	3	1	1
	未判事補						0	0	0	0	0
	家事合計						6	6	6	6	6
少年	判事						1	4	4	5	2
	特例						1	2	2	2	4
	未判事補						3	2	2	1	2
	少年合計						5	8	8	8	8
家事少年合計							11【1】	14【1】	14【1】	14【1】	14

(資料提供:大阪家裁総務課)

【 】は家事・少年の兼任裁判官

(表3-2-3)大阪家裁(岸和田支部)配属裁判官の内訳

岸和田支部		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
家事	判事						5	4	4	4	4
	特例						0	1	1	1	1
	未判事補						0	0	0	0	0
	家事合計						5	5	5	5	5

(資料提供:大阪家裁総務課)

(表3-2-4)大阪家裁(管内)配属裁判官の内訳

大阪家裁管内		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
家事	判事						21	19	18	24	26
	特例						8	10	13	6	5
	未判事補						0	0	0	0	0
	家事合計						29	29	31	30	31
少年	判事						3	6	6	8	6
	特例						3	4	5	4	5
	未判事補						5	3	2	1	2
	少年合計						11	13	13	13	13
家事少年合計							40【2】	42【2】	44【2】	43【2】	44【1】

(資料提供:大阪家裁総務課)

【 】は家事・少年の兼任裁判官

(表3-3)大阪家裁管内家裁調査官の配置状況

		2023年
家事	本庁	49
	堺支部	12
	岸和田支部	6
	管内合計	67
少年	本庁	40
	堺支部	13
	岸和田支部	0
	管内合計	53
家事少年管内合計		120

(2023年5月1日現在)

(資料提供:大阪家庭裁判所総務課)

1 大阪地方裁判所

大阪地裁(本庁)に配属された裁判官について、民事事件と刑事事件の担当別人数、それらのうち、判事(10年以上の経験を有する裁判官)、特例判事補(5年以上10年以下の経験を有し、単独で裁判ができる裁判官)、及び未特例判事補(経験が5年未満のため、原則として単独で裁判ができない裁判官)の別は表3-1のとおりです。

民事事件については、大阪地裁(本庁)の新受件数が、2014年が12,708件、2023年が12,855件と、約1.2%微増しているのに対して、民事事件担当の裁判官数は、2014年が122人、2023年が119人と、約2.5%微減しています。

他方、刑事事件については、大阪地裁(本庁)の新受件数は、2014年が6,116件、2023年が5,855件と、4.3%減少しているのに対して、刑事事件担当の裁判官数は、2014年が54人、2023年が49人と、9.3%減少しています。

2 大阪家庭裁判所

大阪家裁の本庁及び各支部に配属された裁判官について、家事事件と少年事件の担当別人数、それらのうち、判事、特例判事補及び未特例判事補(地裁の場合と異なり、少年事件は単独で裁判ができます。)の別並びにそれらの合計数は表3-2-1~4のとおりです。

家事事件については、大阪家裁(本庁)の家事事件総数は、2014年が47,086件であったのに対して、2023年は64,409件と、約37%も増加しているのに対して、家事事件を担当する裁判官の数は、2014年が16人に対して、2023年は20人と、25%しか増えておらず、裁判官一人当たりの負担はますます重くなっています。

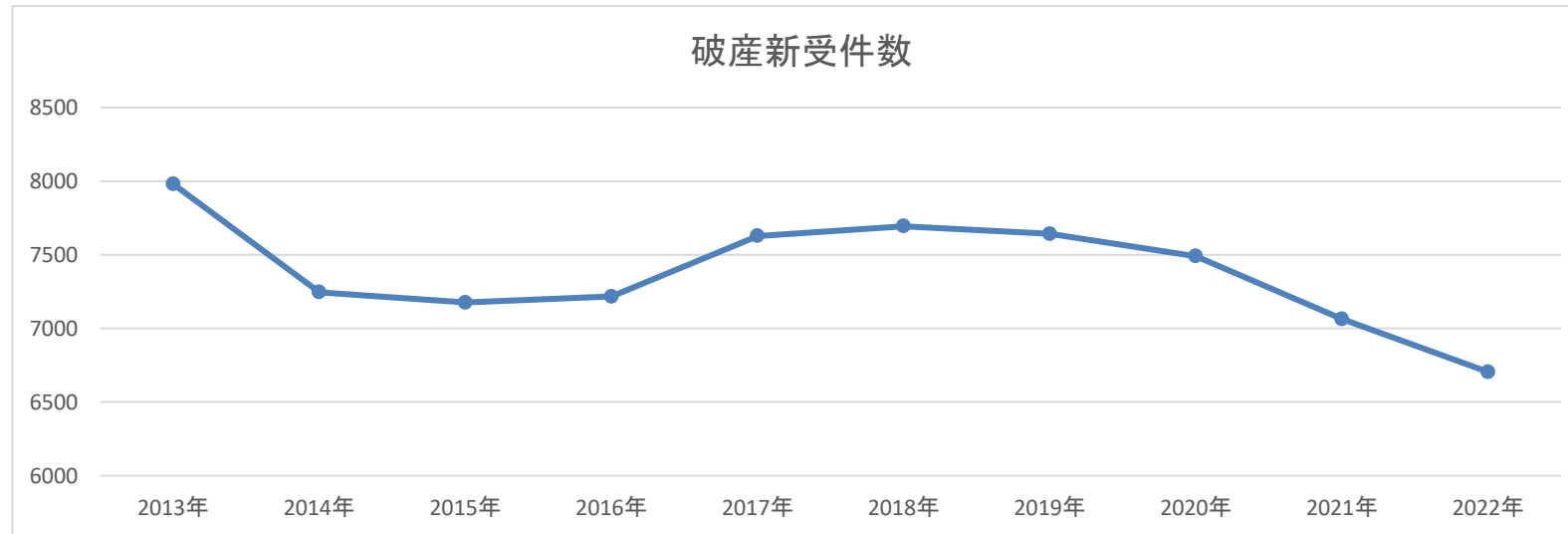
なお、今回から、大阪家裁管内の家裁調査官の配置状況に関する統計(表3-3)を掲載しています。

4 借金問題

(表4－1)大阪地裁管内(本庁、堺支部、岸和田支部)の破産新受件数の推移

年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
件数	7,980	7,246	7,175	7,217	7,628	7,694	7,642	7,490	7,063	6,704

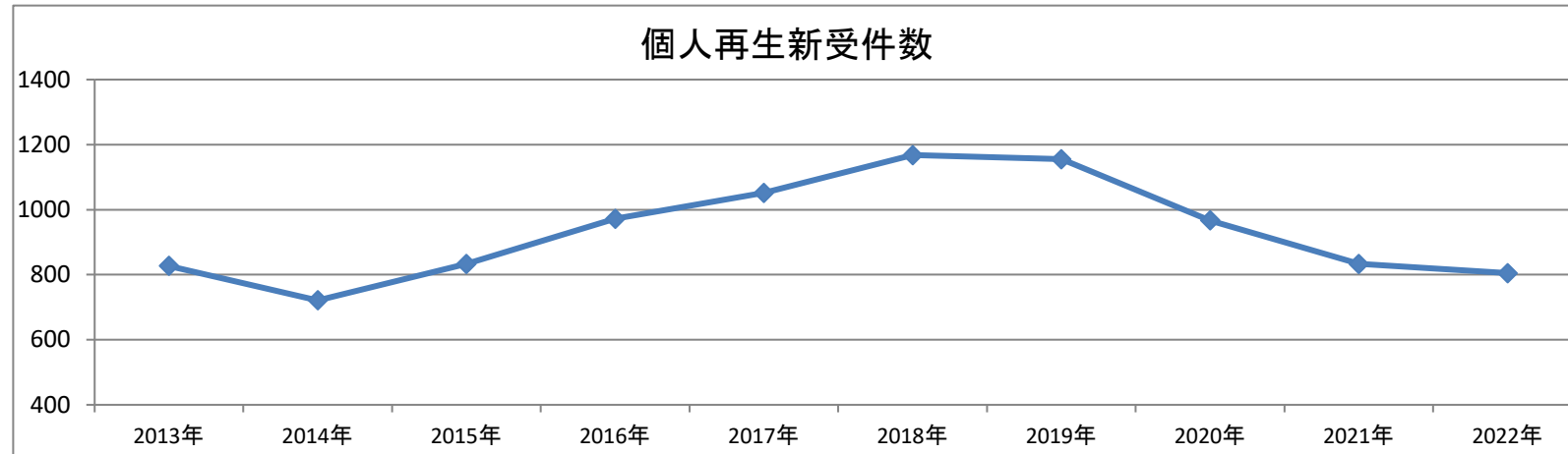
(出典:最高裁司法統計)



(表4－2)大阪地裁管内(本庁、堺支部、岸和田支部)の個人再生新受件数の推移

年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
件数	827	721	833	972	1,052	1,168	1,155	967	833	805

(出典:最高裁司法統計)



1 破産新受件数の推移

2007年から2022年までの大阪地裁管内の破産新受件数は司法統計によれば、表4－1のとおりです。

2009年から2016年までは減少傾向にあり、2013年からは7000件台で推移し、2022年には6000件台となりました。

2020年以降は、新型コロナウイルスによる収入減少などの影響により、増加するのではないかとの予想もありましたが、様々な返済猶予の措置が採られたことなどにより、増加せずに推移しています。

2 個人再生新受件数の推移

2013年から2022年までの大阪地裁管内の個人再生新受件数は司法統計によれば、表4－2のとおりです。

2014年から2018年まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向にあります。

こちらの件数も2020年以降は、新型コロナウイルスによる収入減少などの影響により、増加するのではないかとの予想もありましたが、様々な返済猶予の措置が採られたことなどにより、増加せずに推移しています。

5 労働問題

(表5－1)大阪労働局 助言・指導、あっせん件数

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
あっせん申請件数	425	393	408	384	339	387	372	297	303	239
あっせん実施(開催)	189	194	196	207	172	195	176	148	150	
当事者間の合意	138	121	126	146	103	123	112	90	96	

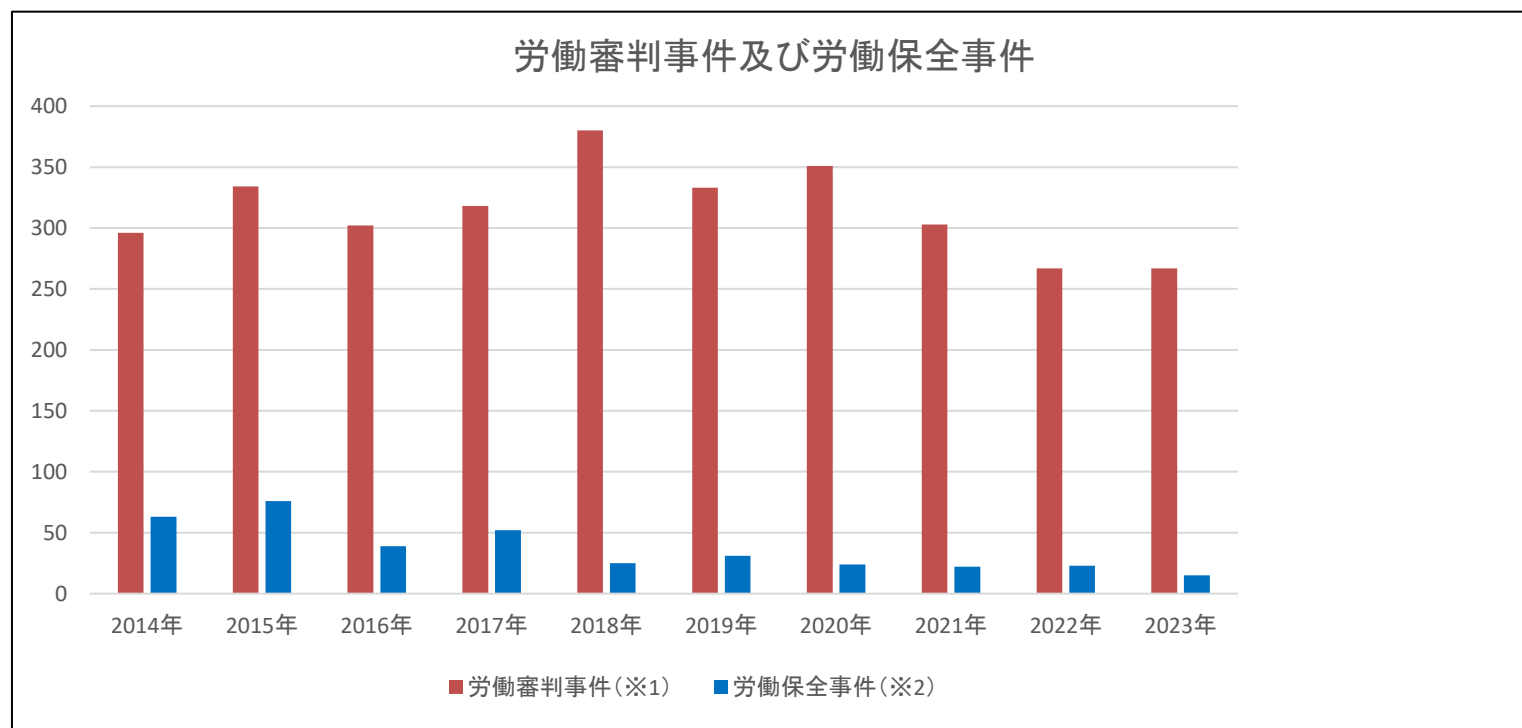
(表5－2)大阪地裁第5民事部(労働事件担当部)労働審判事件数・労働保全事件数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
労働審判事件(※1)	296	334	302	318	380	333	351	303	267	267
労働保全事件(※2)	63	76	39	52	25	31	24	22	23	15

※1 労働審判事件新受件数

※2 労働訴訟事件を本案とする保全事件新受件数(概数)

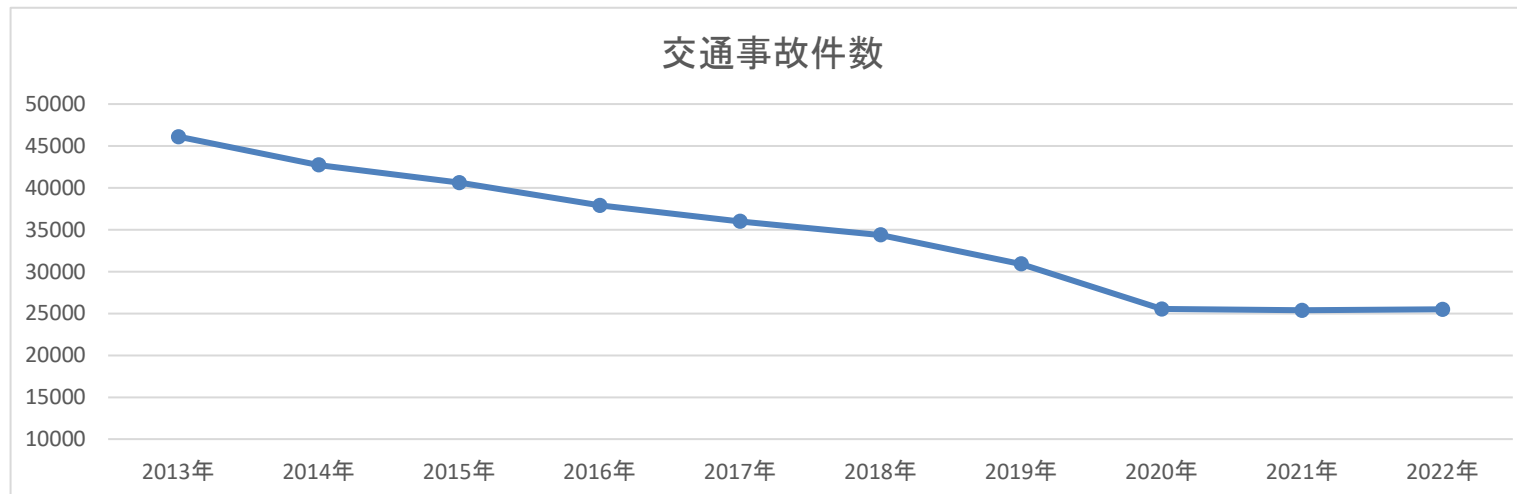
(資料提供:大阪地裁総務課)



6 交通事故

(表6－1)大阪府下における交通事故件数

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
交通事故件数	46,110	42,729	40,607	37,920	35,997	34,382	30,914	25,543	25,388	25,509
死者数	179	143	196	161	150	147	130	124	140	141
負傷者数	55,363	51,501	48,481	45,460	43,585	40,933	36,664	29,888	29,560	29,760

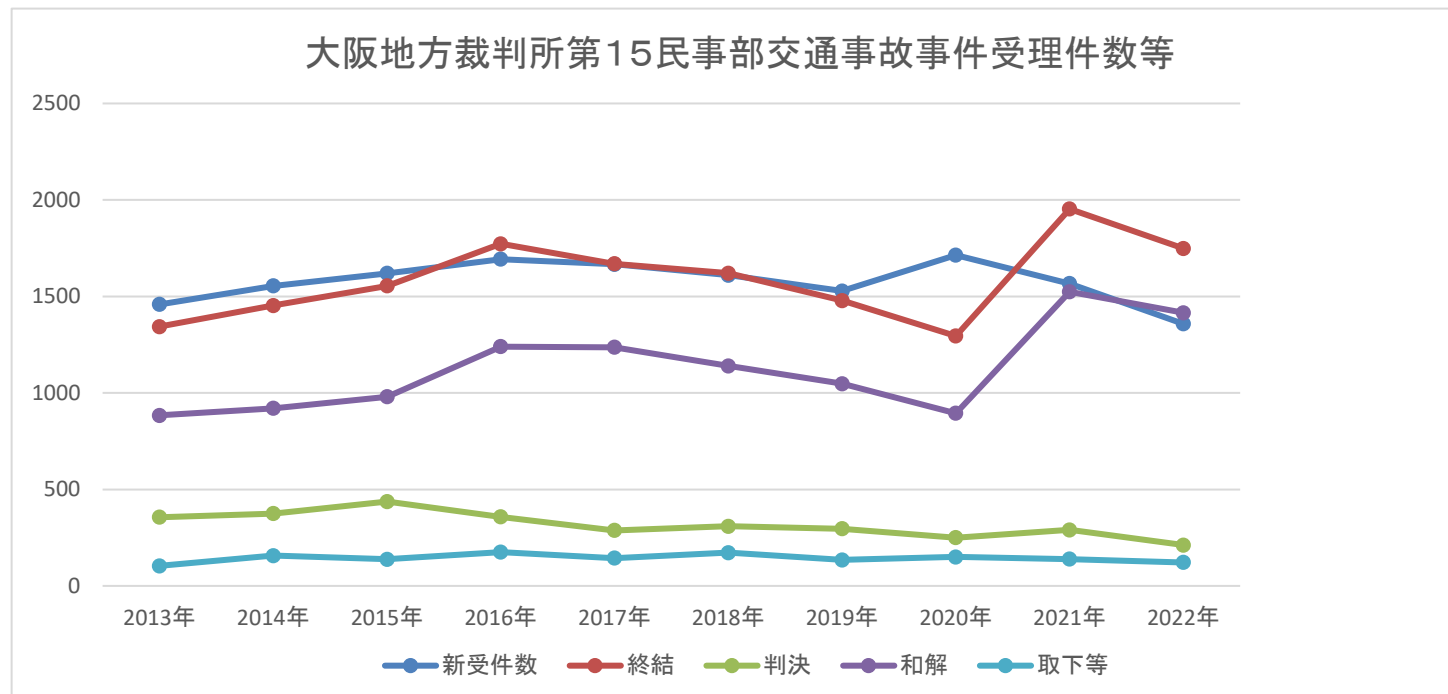


(表6－2)大阪地裁第15民事部交通事故事件受理件数等

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
新受件数	1,459	1,555	1,620	1,693	1,667	1,610	1,528	1,714	1,567	1,358
終結	1,344	1,453	1,555	1,773	1,669	1,621	1,479	1,295	1,953	1,749
判決	356	375	437	358	288	309	296	250	290	212
和解	884	920	980	1,240	1,237	1,140	1,048	895	1,524	1,415
取下等	104	157	138	175	144	172	135	150	139	122

※件数は概数である。

(資料提供:大阪地裁総務課)

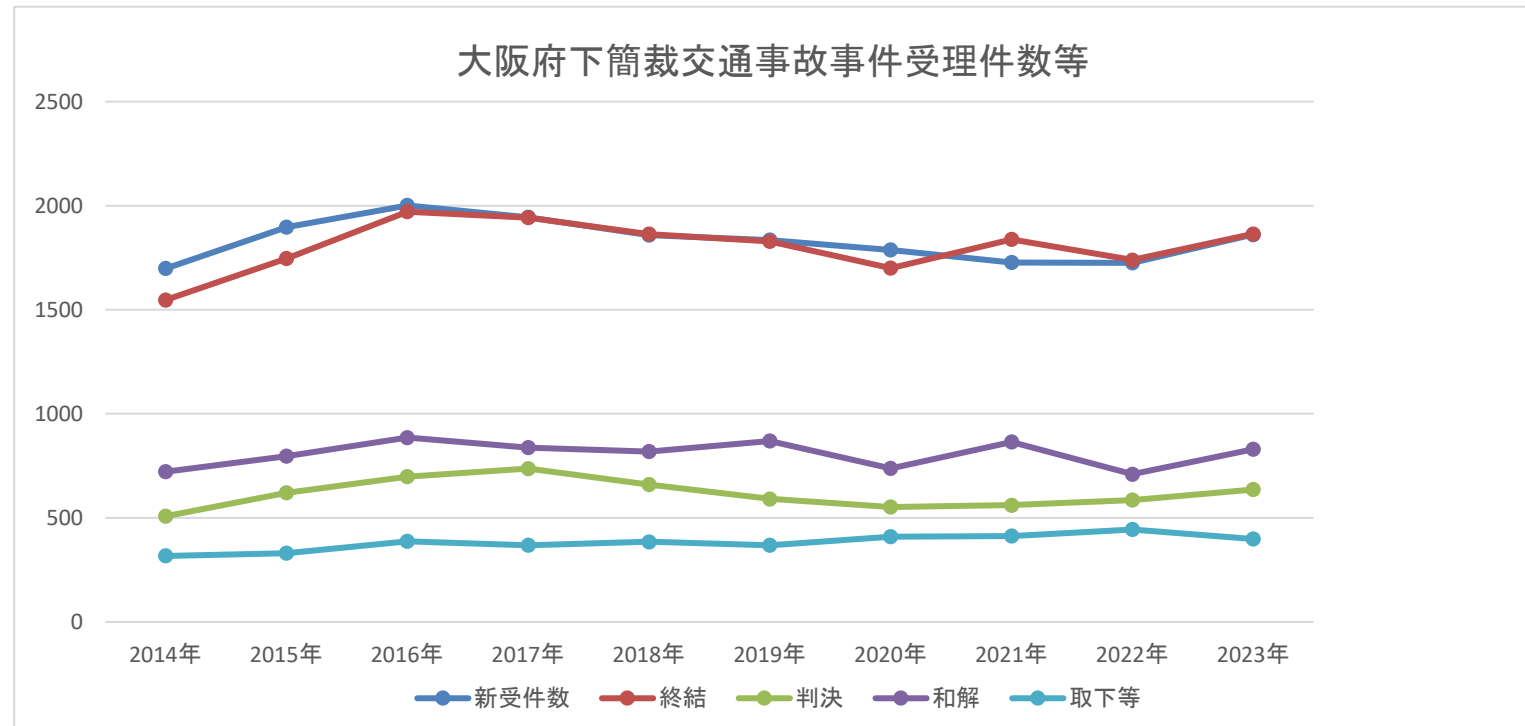


(表6－3)大阪府下簡裁交通事故事件受理件数等

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
新受件数	1,698	1,897	2,001	1,944	1,858	1,835	1,787	1,727	1,725	1,861
終結	1,547	1,746	1,971	1,943	1,863	1,829	1,700	1,838	1,739	1,864
判決	508	620	698	737	660	591	552	561	585	636
和解	722	796	886	838	818	869	738	864	710	830
取下等	317	330	387	368	385	369	410	413	444	398

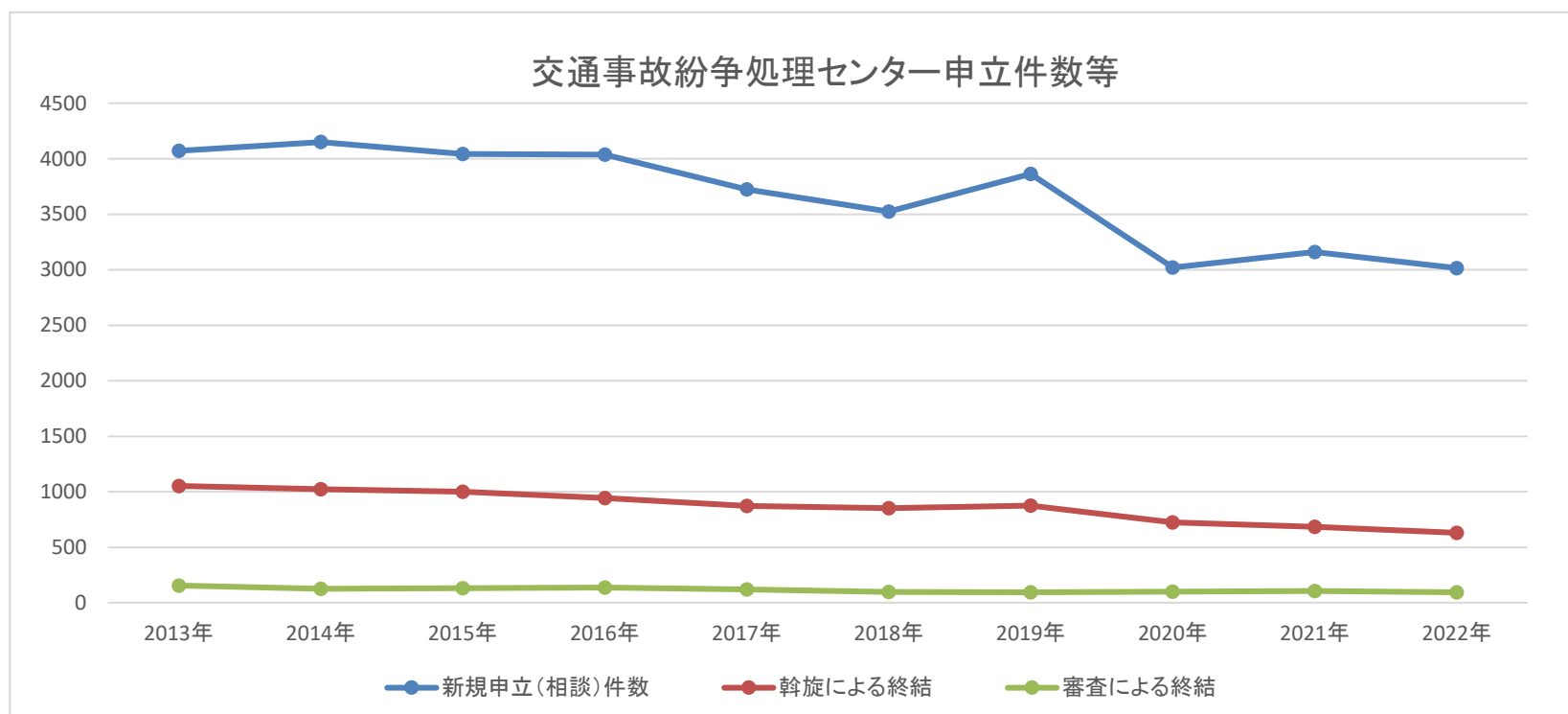
※少額訴訟を除いた通常事件のみの件数

(資料提供:大阪地裁総務課)



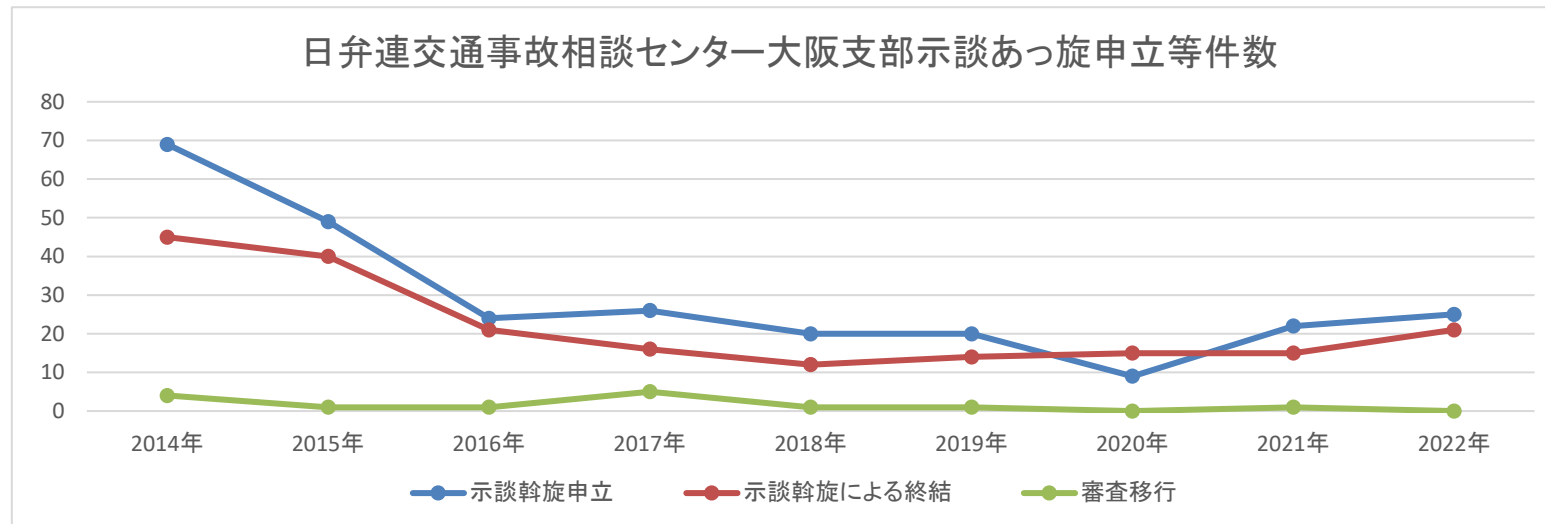
(表6-4)(公財)交通事故紛争処理センター大阪支部処理件数

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
新規申立(相談)件数	4,072	4,150	4,044	4,038	3,723	3,525	3,863	3,021	3,159	3,015
斡旋による終結	1,052	1,023	999	942	873	852	874	724	683	630
審査による終結	155	126	132	136	119	98	94	100	106	94



(表6-5)(公財)日弁連交通事故相談センター大阪支部示談斡旋件数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
示談斡旋申立	69	49	24	26	20	20	9	22	25
示談斡旋による終結	45	40	21	16	12	14	15	15	21
審査移行	4	1	1	5	1	1	0	1	0



1 交通事故件数については、2020年度は大きく減少しましたが、新型コロナウイルスによる行動自粛が要因と思われます。2020年度以降は、概ね同数値で推移しています。

2 大阪地方裁判所第15民事部に係属する事件は近年減少傾向にありますが、和解率は増加傾向となっています。Teamsによるオンライン手続が導入されたことにより、裁判官からの和解勧告等がうまく機能していることも1つの要因と思われます。

3 公益財団法人交通事故紛争処理センター大阪支部(近畿2府4県対象)への相談(申立)件数は、2019年度以降減少しましたが、直近3年は概ね同水準による相談(申立)件数となっています。なお、前回提出の数値(2013年度から2017年度)については、大阪支部の件数とは異なる件数が報告されていた可能性があるため、今回、改めて報告することとしました。

4 公益財団法人日弁連交通事故相談センター大阪支部への示談斡旋申立件数は、件数が多かった2014年度、2015年度と比べると減少していますが、直近5年間では、新型コロナウイルスの影響があった2020年度を除き、概ね同数値で推移しています。

7 家事事件

(表7-1)離婚件数(全国・大阪)
(全国)

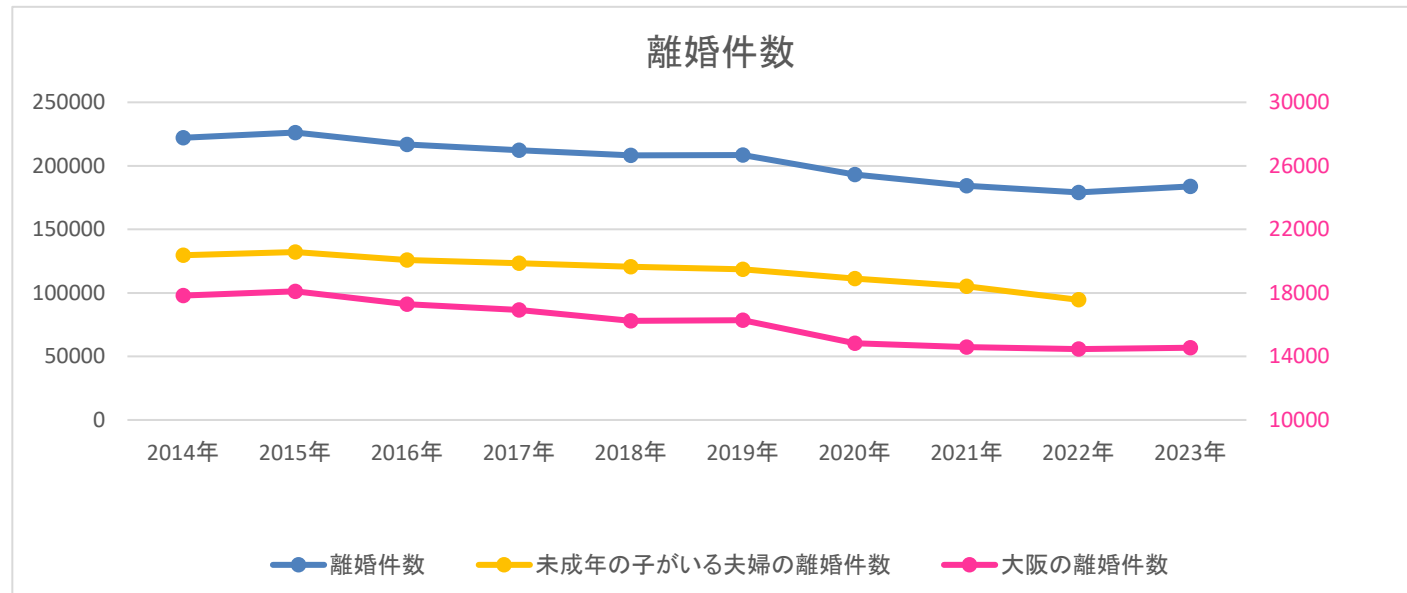
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
離婚件数	222,115	226,238	216,856	212,296	208,333	208,496	193,253	184,384	179,099	183,808
未成年の子がいる夫婦の離婚件数	129,628	132,179	125,983	123,418	120,497	118,664	111,335	105,318	94,565	
割合	58.4%	58.4%	58.1%	58.1%	57.8%	56.9%	57.6%	57.1%	52.8%	

(大阪)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
離婚件数	17,833	18,101	17,279	16,931	16,243	16,282	14,832	14,594	14,462	14,556

※1 2023年は厚労省速報値。

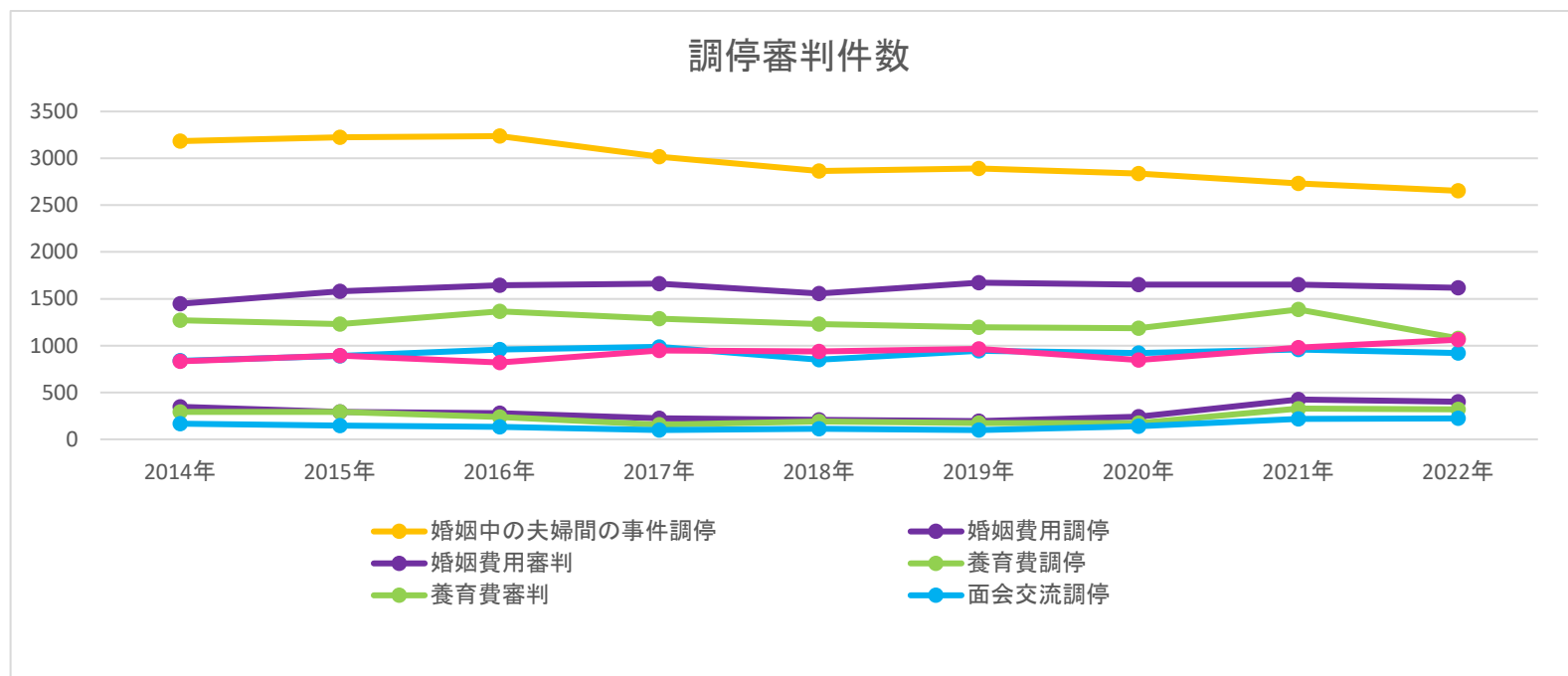
※2 未成年の子がいる夫婦の離婚件数:大阪府下の統計資料は公表されていない。



(表7-2)大阪家裁調停審判事件数(夫婦関係・親子関係)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
婚姻中の夫婦間の事件調停	3,185	3,224	3,237	3,016	2,863	2,893	2,836	2,732	2,653	2,589
婚姻費用調停	1,447	1,579	1,646	1,660	1,558	1,672	1,653	1,650	1,616	1,604
婚姻費用審判	347	292	279	223	206	194	243	425	400	332
養育費調停	1,272	1,231	1,366	1,288	1,230	1,197	1,185	1,386	1,078	1,187
養育費審判	293	292	238	156	191	174	175	328	321	278
面会交流調停	838	891	957	987	848	946	922	957	921	900
面会交流審判	167	145	131	100	113	98	141	219	223	196
遺産分割調停	833	893	820	948	938	965	847	978	1,063	1,205

(出典:裁判所司法統計年表(家事編))



(表7－3)大阪家裁履行勧告・履行命令合計件数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
履行勧告	775	802	836	679	670	614	576	476	555	534
履行命令	6	8	12	5	2	4	－	6	9	2

(出典:裁判所司法統計年表(家事編))

(表7－4)大阪家裁履行勧告の履行状況別件数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
総数	775	802	836	679	670	614	576	476	555	534
全部履行	214	203	201	176	198	171	126	109	123	111
一部履行	137	139	131	103	95	89	81	65	49	34
金銭その他・不詳	328	339	383	285	282	246	236	206	280	315
目的を達した	18	25	25	21	12	17	25	14	20	13
一部目的を達した	13	18	23	16	16	19	16	11	4	4
目的を達しない	46	62	48	54	46	50	79	50	48	35
その他・不詳	19	16	25	24	21	22	13	21	31	22
勧告以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(資料提供:大阪家裁総務課)

(表7-5)大阪家裁履行命令終局処分の内訳

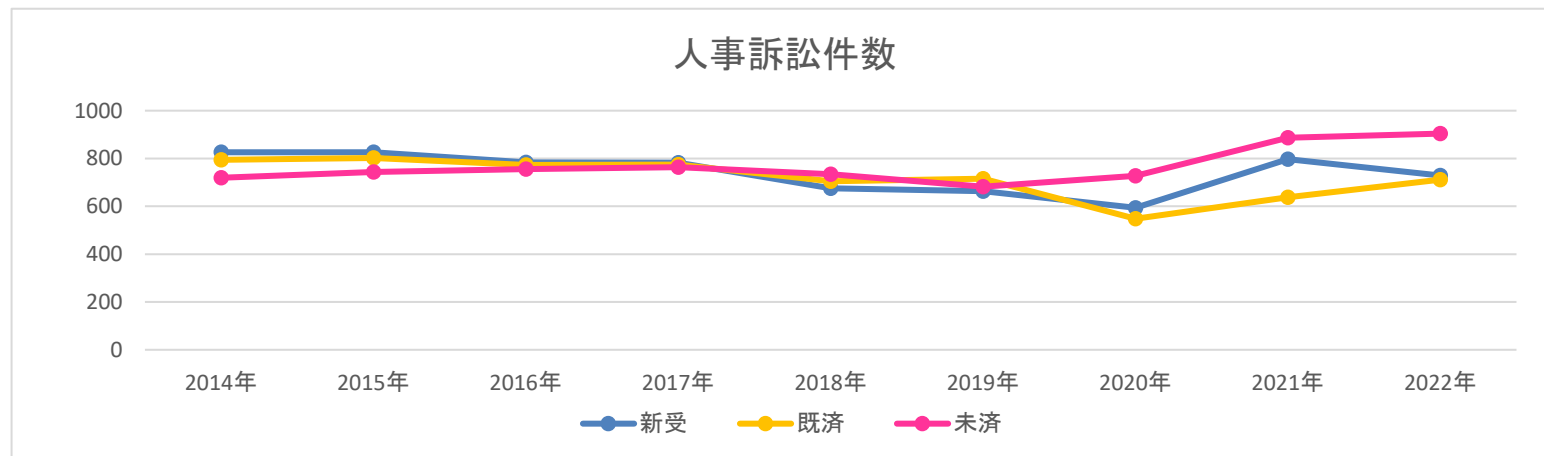
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
総数	6	8	12	5	2	4	0	6	9	2
履行命令	4	2	7	3	1	4	0	5	6	2
却下	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
取下げ	2	4	5	1	1	0	0	1	3	0
当然終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
命令以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(資料提供:大阪家裁総務課)

(表7-6)大阪家裁人事訴訟件数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
新受	826	826	784	783	675	663	594	797	729
既済	795	802	773	774	705	715	548	638	712
未済	720	744	755	764	734	682	728	887	904

(出典:裁判所司法統計年報(家事編))



(表7-7)大阪家裁家事調停事件(婚姻関係)の手續代理人選任数

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
	総数	2,680	2,906	2,893	3,037	2,901	2,850	2,740	3,649	3,232	3,253
離婚	申立人のみ	716	701	731	731	716	721	602	782	641	652
	相手方のみ	125	174	132	145	121	104	124	112	113	108
	双方	674	807	788	829	803	786	801	1,076	1,013	979
円満調整	申立人のみ	31	31	30	24	18	15	17	27	13	20
	相手方のみ	25	13	18	16	18	13	14	14	18	17
	双方	38	51	48	38	52	44	39	62	40	38
同居・協力扶助	申立人のみ	2	4	2	2	0	1	1	1	1	1
	相手方のみ	2	2	0	0	1	0	0	0	2	2
	双方	3	8	4	4	2	3	2	5	1	4
婚姻費用分担	申立人のみ	416	408	441	534	416	447	363	503	418	460
	相手方のみ	59	86	76	71	79	77	64	73	92	79
	双方	470	499	493	536	558	497	574	824	730	722
離婚後の財産分与	申立人のみ	28	30	28	19	21	36	42	49	44	47
	相手方のみ	5	4	5	9	7	6	4	15	5	6
	双方	43	36	55	40	48	52	54	63	53	78
離婚後の按分割合	申立人のみ	25	36	26	20	22	25	25	24	24	16
	相手方のみ	1	0	0	2	2	0	0	2	1	1
	双方	17	16	16	17	17	23	14	17	23	23

※弁護士代理人選任数のみ
(資料提供:大阪家裁総務課)

(表7-8)大阪家裁遺産分割調停手続代理人選任事件数

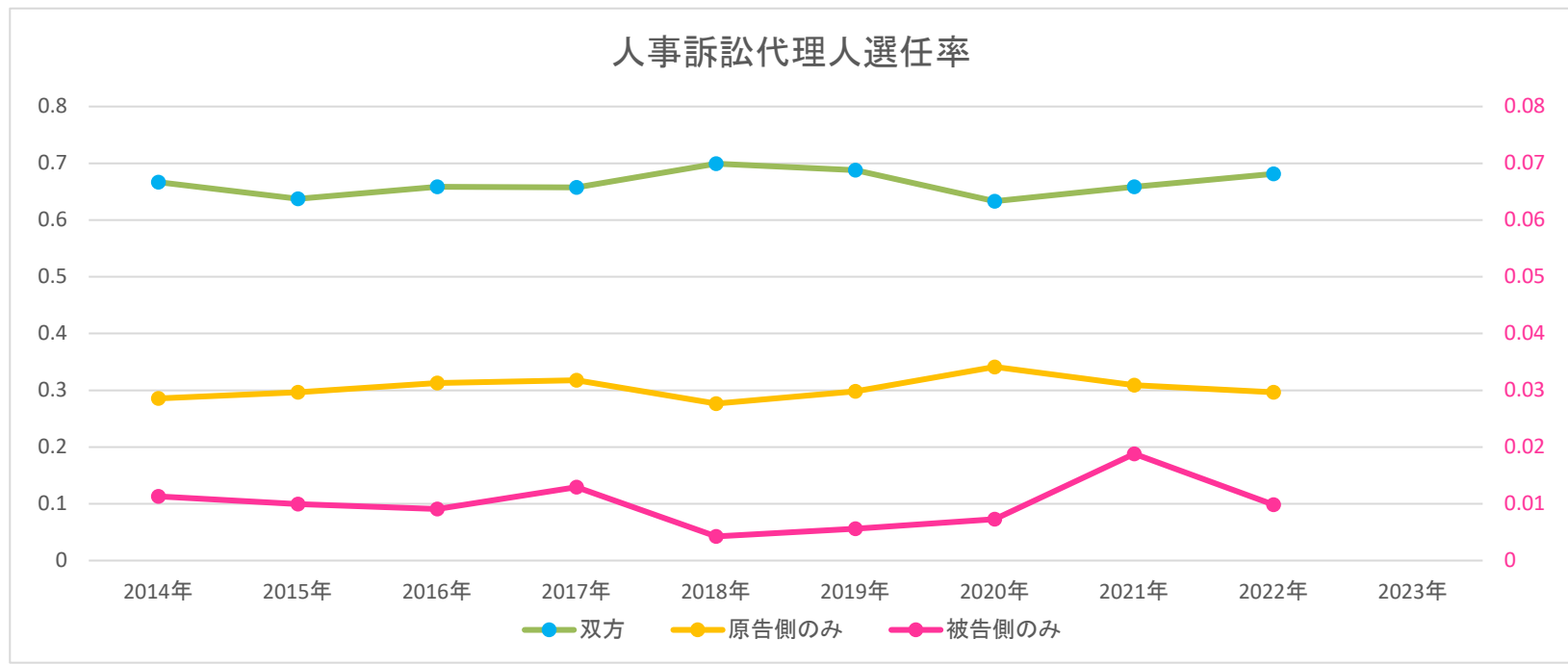
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
総事件数	833	893	820	948	938	965	847	978	1,063
手続代理人選任事件数	634	672	678	666	687	777	554	761	743
選任率(※)	76.1%	75.3%	82.7%	70.3%	73.2%	80.5%	65.4%	77.8%	69.9%

※事件の処理過程の全部を通じて弁護士が手続代理人として関与した事件数の総事件数に対する割合

(表7-9)大阪家裁人事訴訟代理人選任事件数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
総事件数(既済事件数)	795	802	773	774	705	715	548	638	712	
代理人選任事件数	766	757	758	765	691	709	538	629	703	713
選任率全体(※)	96.4%	94.4%	98.1%	98.8%	98.0%	99.2%	98.2%	98.6%	98.7%	
双方代理人選任	530	511	509	509	493	492	347	420	485	500
上記選任率(※)	66.7%	63.7%	65.8%	65.8%	69.9%	68.8%	63.3%	65.8%	68.1%	
原告側のみ選任	227	238	242	246	195	213	187	197	211	203
上記選任率(※)	28.6%	29.7%	31.3%	31.8%	27.7%	29.8%	34.1%	30.9%	29.6%	
被告側のみ選任	9	8	7	10	3	4	4	12	7	10
上記選任率(※)	1.1%	1.0%	0.9%	1.3%	0.4%	0.6%	0.7%	1.9%	1.0%	

※弁護士が代理人として関与した事件数の総事件数(既済事件数)に対する割合

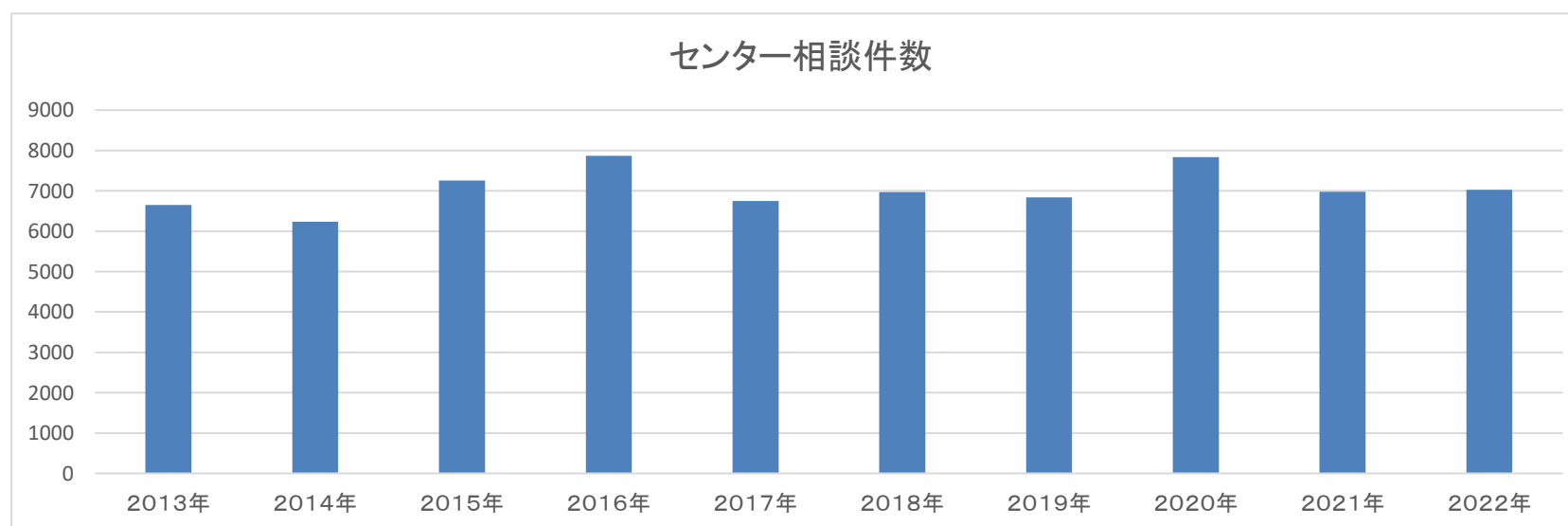


8 DV(配偶者間暴力)

(表8-1)大阪府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
東京都	9,904	11,983	14,323	13,996	14,098	17,578	19,868	19,722	20,711	21,543
大阪府	6,650	6,234	7,252	7,866	6,748	6,972	6,838	7,834	6,978	7,023
大阪府対象施設数	11	11	12	12	13	13	13	13	13	14

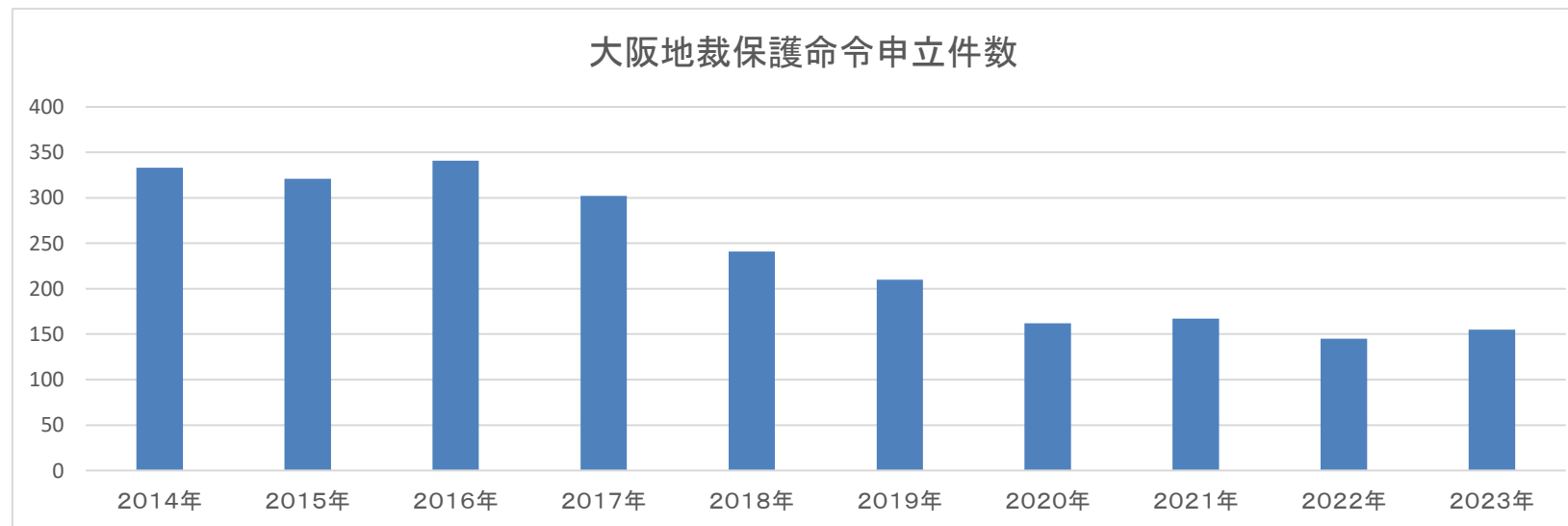
(出典:内閣府男女共同参画局HP http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/01.html)



(表8－2)保護命令申立新受件数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
全国	3,121	2,958	2,648	2,280	2,164	2,005	1,844	1,732	1,431	1,467
東京地裁	167	144	114	85	85	76	80	78	66	55
大阪地裁	333	321	341	302	241	210	162	167	145	155

(出典:最高裁司法統計)



(表8－3)大阪地裁管内保護命令申立新受件数(2013年～2014年の推移)

2023年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
本庁	6	10	12	8	6	6	7	14	12	11	9	9
堺支部	1	4	1	3	1	3	5	3	4	2	1	2
岸和田支部	0	0	1	2	1	1	4	3	1	1	0	1
合計	7	14	14	13	8	10	16	20	17	14	10	12

2024年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
本庁	8	18	7	7	19	8	11	10	7
堺支部	2	2	1	1	0	2	4	1	1
岸和田支部	1	1	0	3	1	0	2	0	0
合計	11	21	8	11	20	10	17	11	8

※2024年1月分以降は、速報値

(資料提供:大阪地裁総務課)

1 大阪におけるDV被害の実情

大阪府における配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、2018年は6,972件、2019年は6,838件、2020年は7,834件、2021年は6,978件、2022年は7,023件でした。コロナ禍で在宅時間が長くなったことから、2020年にはDV被害や相談が増加し、翌年は、前年の水準に落ち着いたものの、7,000件を超える年が多くなっています。

東京の配偶者暴力相談支援センターでの相談件数は、2018年は17,578件、2019年は19,868件、2020年は19,722件、2021年は20,711件、2022年は21,543件と、コロナ禍以降、増加する傾向にあります。

2 大阪におけるDV被害者の法的救済の実情

(1) 弁護士の適時関与

大阪弁護士会では、月1回（第2木曜日午前11時30分から午後1時30分まで）、「DV・セクハラ・性被害の電話相談」を行っています。同相談は無料で実施されています。

また、大阪弁護士会では、2007年から、大阪府の配偶者暴力相談支援センターと連携し、月1回、同センター等へ出張相談を行っています。2013年度からは、吹田市とも連携し、月1回の出張相談を行っています。

(2) 改正総合法律支援法によるDV相談

2018年1月24日から、日本司法支援センター（法テラス）において、現にDVを受けている被害者の方への、資力を問わない法律相談が開始しました。この制度は、DV被害者への法的支援を充実させるために設けられた制度で、被害者から法テラスへの相談の申込の後、概ね2日以内に、DVに精通した弁護士が、相談に応じるという仕組みです。

(3) 保護命令事件

大阪府における保護命令の申立件数は、2018年は241件、2019年は210件、2020年は162件、2021年は167件、2022年は145件、2023年は155件でした。2013年から2017年までの申立件数は、平均で約313件でしたので、申立件数はかなりの減少傾向にあると言えます。

ただ、全国での申立件数は、2018年は2164件、2019年は2005件、2020年は1844件、2021年は1730件、2022年は1431件、2023年は1467件であり、大阪府は、全国の申立の10%を超えていることが分かります。

東京都における保護命令の申立件数は、2018年は85件、2019年は76件、2020年は75件、2021年は78件、2022年は66件、2023年は55件と、人口比や上記相談件数に比して、非常に低い割合です。

大阪府では、コロナ禍以前から、人口に比して、DVの相談件数や保護命令の申立件数が多く、DV被害者が、比較的、行政や司法による支援に繋がりやすい状況にあるようです。

2024年4月から、改正DV防止法が施行され、精神的暴力が保護命令の対象に加わったため、申立件数が増加するかと考えられていましたが、2023年4月から9月の申立件数は84件、同10月から2024年3月は76件、2024年4月から9月は77件と、特段の増加は見られませんでした。

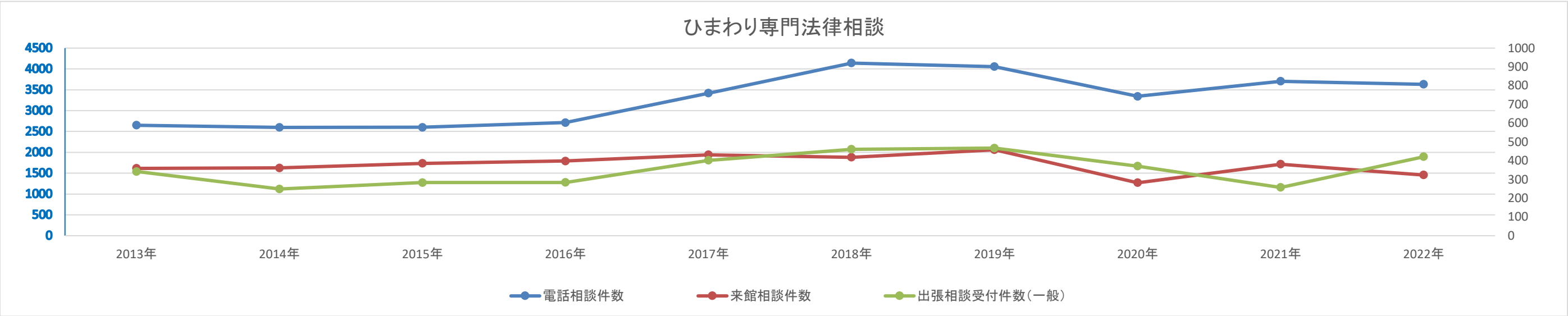
上記のとおり、保護命令の申立は、全国的にも減少傾向にあります。保護命令の申立の前後で、安全を確保するために他に方法がない場合、被害者は、一時保護を受けることが多いですが、それまでの居所を離れ、仕事を辞めたり、子どもについては転校したりせざるを得ないことや、一時保護中は携帯電話の利用等、外部との連絡や情報収集が制限されることが多いこと等、被害者が一時保護をためらう理由があることが指摘されており、それが、保護命令の申立の減少にも関わっているかもしれません。

2024年4月には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）が施行されました。同法では、様々な理由で困難な状況にある女性に対して、自立につながる切れ目のない支援が求められています。

上記のとおり、大阪府は、全国と比べて、DV被害者が、比較的、行政や司法による支援に繋がりやすい状況にありますが、女性支援法により、さらなる支援の充実が求められています。

9 高齢者・障がい者

(表9－1－1)ひまわり専門法律相談件数	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
電話相談件数	2,650	2,598	2,600	2,712	3,418	4,140	4,057	3,342	3,703	3,630
来館相談件数	359	361	386	398	431	418	458	282	381	324
出張相談受付件数(一般)	342	249	283	284	402	460	467	371	257	421



(表9－1－2)自治体における専門法律相談件数	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター(あいあいねっと)	35	35	33	24	34	33	35	17	13	17
社会福祉法人 聖ヨハネ学園(高槻市立障がい者福祉センター)	12	12	12	12	12	24	22	18	20	18
堺市権利擁護サポートセンター	24	40	38	46	72	38	50	55	54	64
ひらかた権利擁護成年後見センター	－	－	－	－	－	－	－	－	6	9
東大阪市	－	－	－	－	－	－	－	－	1	5
社会福祉研修・情報センター	43	32	62	53	53	－	－	－	－	－

(表9－2)精神保健	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
出張相談受付件数(処遇改善請求・退院請求)	61	100	98	69	88	96	80	96	107	80
精神科病院巡回法律相談件数	－	－	5	14	57	94	87	75	65	36

(表9－3)成年後見	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
成年後見人等推薦依頼件数	819	974	1,134	690	660	621	621	655	538	542

(表9-4-1)虐待防止	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
高齢者虐待対応専門職派遣数	85	76	76	63	41	18	18	19	19	20
障がい者虐待対応専門職派遣数	20	23	19	21	26	47	44	46	44	42

(表9-4-2)虐待防止研修への講師派遣	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
外部からの依頼	8	10	9	16	18	8	4	15	10	21
アウトリーチ事業:障がい者福祉施設従事者向け 障がい者虐待対応研修	—	—	—	—	53	66	—	—	—	—

(表9-5)障がい者の刑事弁護	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
「大阪モデル」申込件数	—	49	55	28	38	36	45	34	25	13
医療観察法国選付添人推薦依頼件数	—	—	14	30	49	48	34	51	36	42

(表9-6)アウトリーチ	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
地域包括支援センター法律支援事業相談件数	—	426	461	400	253	480	380	305	346	376
障がい者基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所相談件数	—	19	59	90	45	90	40	61	86	62
意思決定支援研修無料出張講座申込件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16

(表9-7)家庭裁判所成年後見人等選任事件数	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
全国における成年後見関係事件申立件数	34,548	34,737	34,782	34,249	35,737	36,549	35,959	37,235	39,809	39,719
上記の内、市町村長が申し立てたもの	5,046	5,592	5,993	6,466	7,037	7,706	7,840	8,822	9,186	9,229

(表9-8)ひまわり登録弁護士数	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
ひまわり支援弁護士登録人者数	1,479	1,758	1,076	1,186	1,269	1,276	1,281	1,303	1,310	1,278
成年後見人等推薦候補者名簿登録者数	1,098	1,098	1,170	1,086	993	936	955	914	955	934
虐待防止アドバイザー	91	91	93	101	104	110	86	88	86	100

(表9-9)高齢者・障がい者虐待	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
大阪府下 養介護施設従事者による高齢者虐待相談・通報件数	92	127	222	237	288	313	255	258	218	241
大阪府下 養護者による高齢者虐待相談・通報件数	2,586	2,526	2,693	2,895	2,983	3,273	3,455	3,545	3,470	3,517
大阪府下 障がい者福祉施設従事者による障がい者虐待相談・通報件数	152	147	221	240	267	274	309	322	331	331
大阪府下 養護者による障がい者虐待相談・通報件数	722	770	865	908	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	1,558

(表9－10)精神医療審査会	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
大阪府下退院請求件数	291	334	354	354	297	312	389	375	422	404
大阪府下処遇改善請求件数	89	85	86	101	108	111	135	105	98	91

第1 活動のあらまし

1 法律相談

高齢者・障害者総合支援センター（愛称「ひまわり」）では、平日の午後1時から4時まで、高齢者や障がい者のための無料電話相談をしています。電話だけで解決しないときは、面談相談となりますが、弁護士会館や弁護士の事務所に来ることが難しい人のために、出張の法律相談もしています。

近年の法律相談件数は、表9－1－1のとおりです。

バリアフリーを考え、聴覚や言語に障がいがあり、お話することが難しい方については、ファクシミリでの相談申込も受け付けており、大阪ろうあ会館での法律相談も実施しています。

また、自治体等が行う専門相談へも弁護士派遣をしており、相談件数は表9－1－2のとおりです。

2 精神保健

精神科病院に入院している人のための、退院請求や退院の促進などの活動をしています。

また、入院中の人が、一般の法律相談も受けやすいよう、精神科病院への巡回相談にも取り組んでおり、これらの相談件数は、表9－2のとおりです。

3 成年後見

大阪家庭裁判所をはじめとする各種機関と連携して、高齢者・障がい者の権利、財産、生活が守られるよう、成年後見制度がより良く活用されるよう努めています。

家庭裁判所に対し、成年後見人等になる弁護士を推薦した件数は、表9－3のとおりです。

4 虐待防止

高齢者・障がい者の虐待防止のため、大阪社会福祉士会と協力して、市役所などで行われるケース会議に弁護士を派遣し、虐待をなくすための具体的な助言をしています。行政が虐待事例に対応するに際し、リーガルチェックと権利擁護のための助言をしています。

派遣数については、表9－4－1のとおりです。

また、施設・事業での虐待防止のため、「虐待防止研修」の講師をする弁護士を派遣する活動もしています。派遣回数は表9－4－2のとおりです。

5 介護事故

多数の裁判例を検討した書籍「介護事故を考えることになったら読む本」を出版しています。この書籍を広く普及して、高齢者・障がい者が安心して、自分らしく暮らしていけることの実現を目指します。

6 障がい者の刑事弁護

障がい者が刑事事件の疑いを受けたときは、えん罪を防いだり、適切な権利擁護のための配慮が必要です。警察署や裁判所等に、被疑者や被告人に障がいがある（障がいがあると疑われる）場合には連絡されるよう依頼し、特に障がい者の刑事弁護について研修を受けた弁護士を当番弁護士や国選弁護人として派遣する制度を設けています。逮捕されずに在宅で取調べを受けている高齢者・障がい者のための弁護制度もあります。

また、弁護士が社会福祉士等と協働しながら弁護活動を行う「大阪モデル」も行っています。

さらに、医療観察法に対応する体制も作っています。

これらの利用件数は、表9－5のとおりです。

2024年度からは、弁護活動終了後の社会復帰、再犯防止を支援する「寄り添い弁護士制度」を試験的に導入しています。引き続き、刑事手続を終えた障がい者が、地域で自分らしく暮らせるよう、地域定着支援センターなどとの連携強化をはかり、誰もが排除されない社会を目指します。

7 その他

（1）社会福祉協議会との顧問契約

府下の社会福祉協議会と顧問契約を結ぶ弁護士を選んで、社会福祉協議会の職員が、弁護士に、いつでも自由に法律相談（電話相談も含みます。）できるように対応しています。

（2）アウトリーチ

地域の高齢者福祉、障がい者福祉を担う最前線ともいえる、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所へ弁護士を派遣し（アウトリーチ）、法律相談を受けるだけでなく、学習会等を実施しています。

さらに、ケアマネジャーや、コミュニティ・ソーシャルワーカー（C S W）へのアウトリーチ、障がい者差別解消法に関する自治体相談へのアウトリーチ、カスタマーハラスメント、意思決定支援のアウトリーチなど、高齢者・障がい者の権利擁護へのアンテナを拡げる試みをしています。

これらの利用件数は、表9－6のとおりです。

なお、これらの活動から、福祉分野における個人情報のあり方について現場の悩みやニーズが多いことがわかったので、「福祉現場における個人情報の取扱い」についてプロジェクトチームを立ち上げており、地域福祉に役立ててもらおうことを目指しています。2023年4月の個人情報保護法の改正内容を盛り込み、福祉現場での個人情報の取扱いが適切になされることに資する予定です。

（３）消費者被害

とりわけ被害の多い高齢者の消費者被害について、消費者保護委員会と連携して、被害救済、研究、各種機関との連携、広報などに努めています。

（４）障がい者の生活

障がい者の経済保障に関して、毎年、障害年金に関して電話相談や社会保険労務士による研修会を開催しています。障がい者差別解消の問題や、障がい者の地域生活を支える障害福祉サービスの実情や課題について、自治体や地域の事業所と連携して意見交換会等を開催しています。

第２ より利用してもらいやすくなるための検討

１ さらに、法律相談などのバリアフリーを

法律相談では、ソフト面、ハード面のさらなるバリアフリーをはかり、また、市民向け講演会の開催などでも、年齢や障がいにかかわらず、排除されずに参加できる配慮を強めていきます。

２ 2023年度から、高齢者の方や障がいがある方に寄り添って悩みや相談に対応するホームロイヤー制度を発足しましたので、広く広報していきます。

３ 精神保健活動

諸外国からみても異常に高い強制入院率などの是正のため、他機関との連携を深め、また、精神保健活動を担当する弁護士へのバックアップを強化していきます。さらに、精神科病院へ巡回法律相談を開催し、精神科病院のスタッフと合同で学習会を開催します。

４ 成年後見

成年後見については、財産の多寡にかかわらず、誰もがより良く利用できるために、後見人の報酬につき公的制度で保障されることが必要です。具体的には、市長申立や、成年後見制度利用支援（報酬助成）事業の適切な拡充が不可欠であり、継続して訴求していきます。

５ 他機関連携

その他、障がい者の刑事弁護やアウトリーチにおいて、他の専門機関との連携強化を図ります。

以上

10 子ども

(表10－1)国選付添人契約弁護士数の推移(大阪)

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
1.30現在	2.3現在	1.31現在	1.31現在	1.31現在	4.1現在	4.1現在	4.1現在	4.1現在	4.1現在	4.1現在
1,045	1,188	1,315	1,418	1,514	1,573	1,558	1,608	1,651	1,686	1,712

※各年度のうち、4. 1以外の数値については、各日現在の速報値である。

(出典：法テラス大阪少年司法手続に関する三者懇談会用資料)

2019年度以降 法テラス白書)

(表10－2)国選付添人名簿登載者数(大阪)

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年度	2023年度
3.1現在	3.1現在	3.1現在	3.1現在	3.1現在	5.9現在	5.11現在	5.7現在	4.27現在	5.16現在
1,054	1,019	1,006	1,025	993	941	960	1,010	965	968

(資料提供：大阪弁護士会委員会部人権課)

(表10－3)日弁連法テラス委託援助の少年保護事件付添援助決定件数(大阪)

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
691	477	349	269	189	183	151	164	157	147

(出典：法テラス白書)

(表10-4)未成年後見人・後見監督人選任事件新受件数

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
全国	後見人	2,150	2,295	2,088	1,911	1,879	1,729	1,657	1,533	1,059	1,081
	後見監督人	152	179	137	114	122	114	103	92	56	39
大阪	後見人	192	186	173	147	149	154	147	126	77	98
	後見監督人	13	18	20	10	6	9	12	13	6	5

(出典:最高裁司法統計-家事審判・調停事件の事件別新受件数)

(表10-5)児童相談所における児童虐待相談対応件数

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全国	66,701	79,186	87,694	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	206,301	208,975
大阪府	6,079	9,191	10,377	10,427	10,118	11,306	12,208	15,753	16,055	14,212
大阪市	2,823	3,594	4,282	4,664	6,020	5,485	6,316	6,523	6,239	6,136
堺市	973	1,109	1,279	1,490	1,605	1,621	2,170	2,367	2,339	2,209

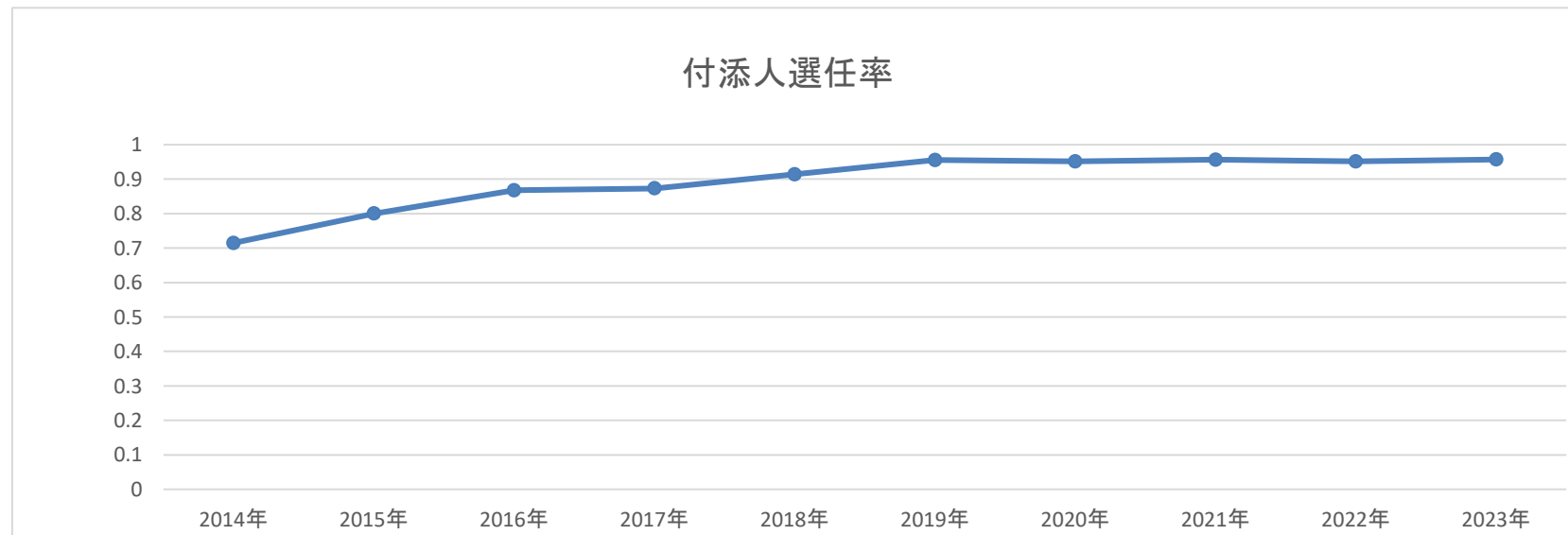
(出典:政府統計の総合窓口e-stat)

(表10－6)大阪における付添人選任率の推移

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
観護措置件数	982	888	718	616	689	628	598	484	513	699
付添人選任数	702	710	623	538	630	600	569	463	488	669
付添人選任率	71.5%	80.0%	86.8%	87.3%	91.4%	95.5%	95.2%	95.7%	95.1%	95.7%

※各年度内で既済となったもの

(資料提供:大阪家裁総務課)



(表10－7)大阪における国選付添人選任率の推移

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
国選付添人対象事件数	359	659	579	494	565	526	509	390	384	498
国選付添人選任数	156	342	352	293	410	433	413	315	299	401
国選付添人選任率	43.5%	51.9%	60.8%	59.3%	72.6%	82.3%	81.1%	80.8%	77.9%	80.5%

※2018年度以降、年度内に既済となったもの

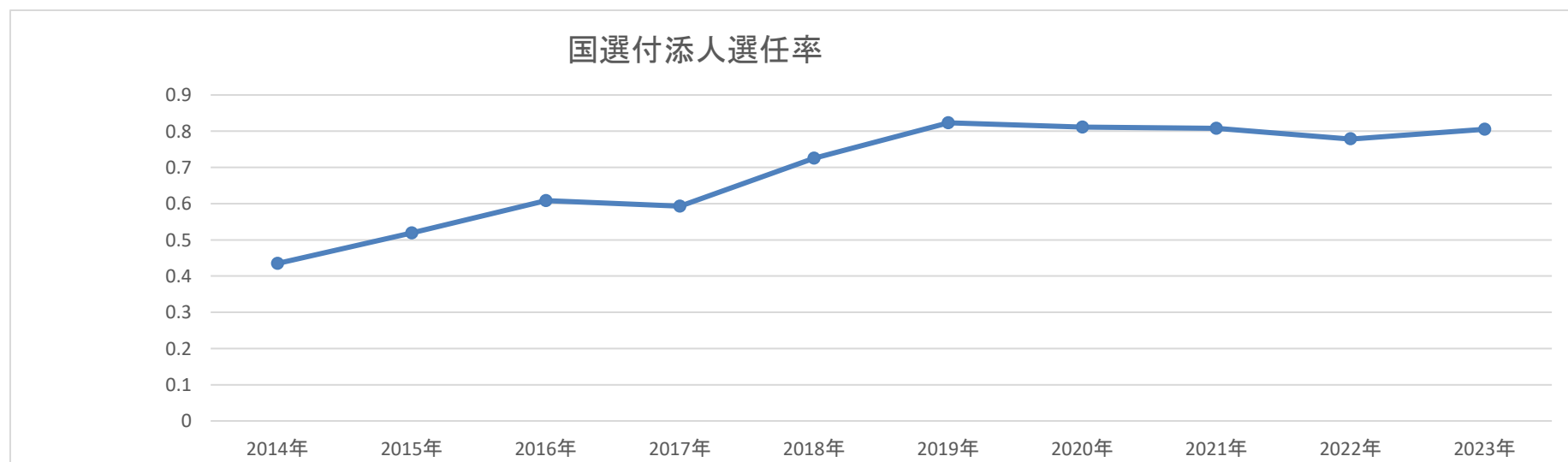
1 2018年度以降、本表の国選付添人対象事件は、司法統計上の非行名のうち、以下の非行名を計上した概数である。□

【司法統計上の非行名】

殺人(死亡させた罪)、殺人(その他)、強盗致死、強盗致傷、強盗、強盗強姦致死、強盗強姦、集団強姦致死、集団強姦、強姦致死、強姦、わいせつ、傷害致死、傷害、業務上(重)過失致死傷(車両運転によるものを除く)、放火、窃盗、詐欺、恐喝、横領、盗品譲受け等、麻薬及び向精神薬取締法等、覚せい剤取締法、不同意わいせつ、不同意わいせつ致死傷、不同意性交等、不同意性交等致死傷、強盗不同意性交等致死、強盗不同意性交等殺人

- 2 次の事件を除く。
- (1) 簡易送致事件
 - (2) 移送・回付で終局した事件
 - (3) 併合審理され、既済事件として集計しないもの(従たる事件)

(資料提供: 大阪家裁総務課)



1 付添人選任率

2022年度の司法統計によれば、同年度の全国における一般少年保護事件のうち観護措置決定のあった事件の数は3834件であり、これらの事件の付添人選任率は96%と非常に高くなっています。

2 国選付添人制度

2014年6月18日より、少年保護事件における国選付添人の選任対象事件が「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪(触法の場合はこれに触れる場合)」に拡大されました。ただし、被疑者国選弁護人の場合と異なり、国選付添人については、少年等が請求すれば必ず付添人が選任されるというわけではなく、家庭裁判所の裁量による選任となっています(なお、2018年6月1日より、被疑者国選弁護人の選任対象事件は、「死刑又は無期又は長期三年を超える懲役又は禁錮に当たる罪」から、勾留されている全ての事件に拡大されていますが、少年保護事件における国選付添人の選任対象事件は拡大されていません。)

大阪の場合、国選付添人選任対象事件における国選付添人の選任率は、80%前後に留まっており、約2割の事件で国選付添人が選任されていません。

大阪弁護士会では、これまで国選付添人名簿の整備や研修等による付添人の量的・質的向上を図ってきており、2023年5月16日現在、国選付添人名簿には968名の研修を受けた弁護士が搭載されています。今後も、定期的の実施されている家庭裁判所との協議の場等を利用して、国選付添人選任率拡大への働きかけを継続していく予定です。

3 未成年後見処理状況

未成年後見人・後見監督人選任事件の全国における新受件数は、ここ数年横ばい状態です。一方で、大阪家庭裁判所から大阪弁護士会への推薦依頼件数は、2011年の民法改正(親権停止制度の新設及び複数後見・法人後見の解禁)後に急増しましたが、2022年4月の18歳成人後には件数が減り、年間25件程度となっています。推薦依頼があった場合には、子どもの権利委員会内の未成年後見人等選任チームにおいて、研修履修条件を満たした者を登載した候補者名簿から適任者を選定し、推薦する運用を行っています。また、ケース報告会を随時開催する等、研鑽を積む機会を提供しています。

4 児童相談所への弁護士の配置状況

大阪においては、従前より、大阪府・大阪市・堺市の各児童相談所に担当者弁護士を割り当て、一般的な法律相談から家庭裁判所への各種申立代理人まで、幅広いサポートを行ってきました。

大阪府・堺市については、かかる体制を維持しつつ、よりきめ細やかな法的支援を提供するため、担当弁護士の増員を行うとともに、各児童相談所への定期訪問、援助方針検討会議への参加、専門職アドボケートの実施等支援体制を拡充しています。大阪市については、2019年度及び2021年度に1名ずつ合計2名の常勤弁護士が採用されており、常勤弁護士採用後も、裁判所への申立てについては外部の弁護士が担当するなど、常勤弁護士と外部弁護士の連携を密にして対応しています。

5 児童虐待 相談対応件数

児童相談所の相談対応件数(虐待事案)は毎年増加の一途を辿っており、2012年(66,701件)から2020年(208,975件)までの間に3倍に増加しています。大阪府下(大阪府・大阪市・堺市の合計数)の件数は、2018年から横ばい状態であり、2018年までは全国の都道府県で最多でしたが、2019年以降は東京都に次ぐ多さとなっています。

11 医療過誤

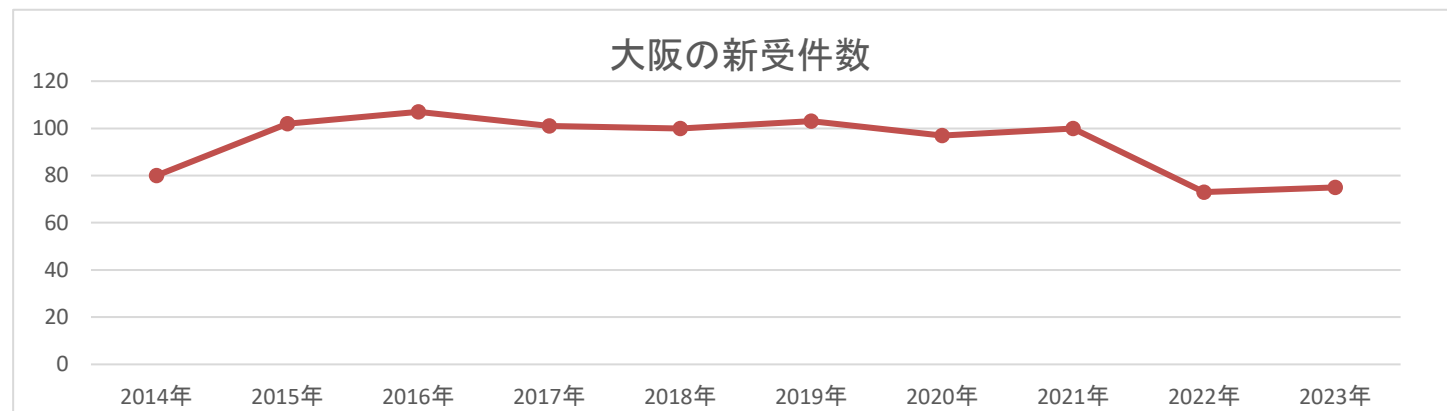
(表11-1)医療関係訴訟の新受件数と認容率の推移

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
全国(※1)	865	832	864	827	773	802	740	751	655	610
大阪(※2)	80	102	107	101	100	103	97	100	73	75
本庁				97	89	95	91	97	68	71
堺支部				3	7	5	5	3	4	3
岸和田				1	4	3	1	0	1	1
全国認容率(※1)	20.4%	20.6%	17.6%	20.5%	18.5%	17.0%	22.2%	20.1%	18.4%	20.0%

※大阪の新受件数は概数である。

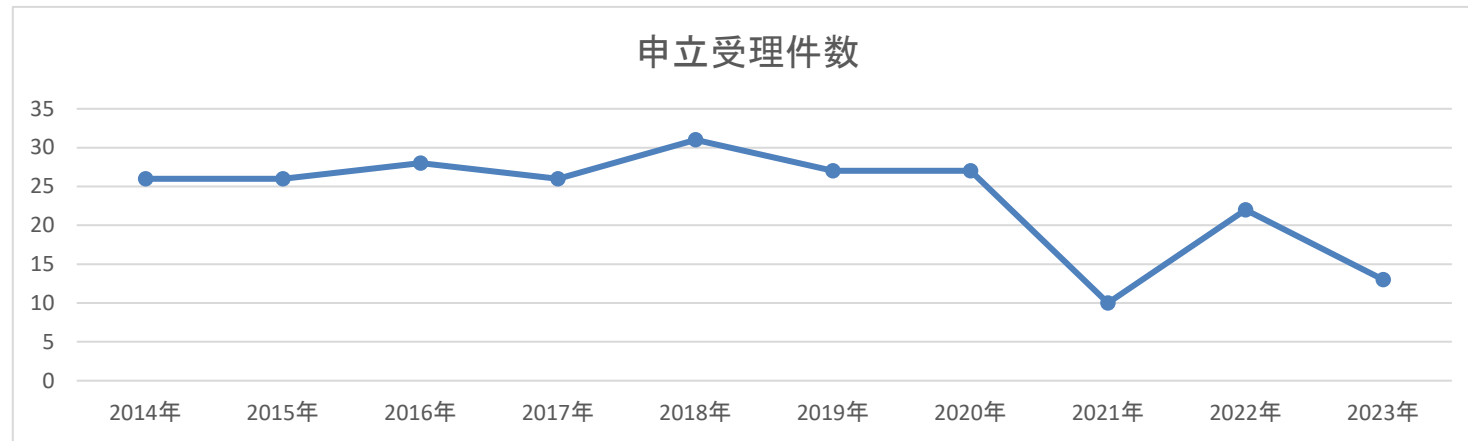
(※1 出典:最高裁司法統計)

(※2 資料提供:大阪地裁総務課)



(表11-2)民間総合調停センターにおける医療に関する申立受理件数

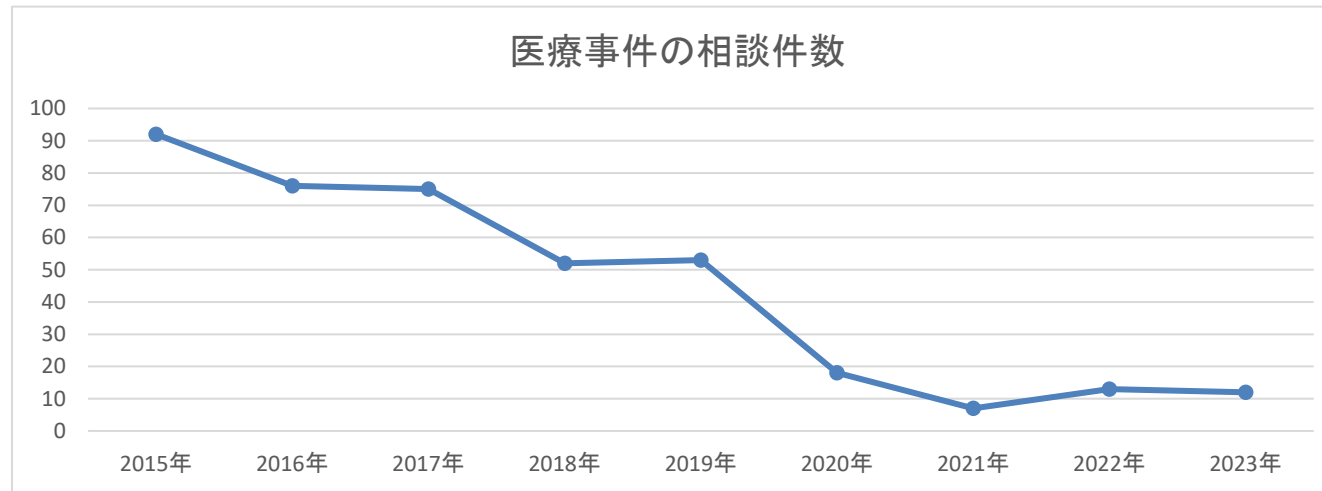
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
申立受理件数	26	26	28	26	31	27	27	10	22	13



(表11-3)総合法律相談センターにおける医療事件の相談件数

年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
相談件数	92	76	75	52	53	18	7	13	12

※2023年度の件数に2024年3月の件数は含まれていない。



1 医療事故の発生状況について(全国)

公益財団法人日本医療機能評価機構が実施している医療事故情報収集等事業の結果によると、2022年において、全国1,158の病院から合計5,313件の医療事故事例の報告があり、そのうち425件が死亡事例、2,069件が何らかの障害残存の可能性のある事例であったとされています。この数字は、同事業に参加している1,158の病院におけるものであり、全国の病院数が8,300(2019年10月時点)であることに照らすと、全国で毎年発生している医療事故件数は相当多数に上ると推測されます。

2 大阪府下における法的救済の現状

(1) 医療過誤訴訟(民事)

ア 医療過誤訴訟の新受件数は、全国的には2004年をピークに、大阪においては2005年をピークに、いずれも減少傾向にあります。これは、医療事故数が減少しているのではなく、示談等の裁判外の紛争処理が一定の役割を果たしている結果と思われます。

また、判決の認容率(全国)は、通常の民事訴訟事件が平均して80%を超えているのに比べ、医療過誤訴訟の認容率は元々低いうえ、近年は20%前後になっています。これは、示談が困難な難事件が法廷で争われる傾向にあること、訴訟になっても和解で終了する場合が増加していることを反映するものと思われます。

イ 医事集中部

大阪地裁では2001年4月に医事集中部が2か部設けられ、現在では第17、19、20民事部の3か部になっています。

医事集中部では、早期の争点整理、集中証拠調べなどの審理促進策が採られています。鑑定人の推薦についても各地で大学病院等のネットワークが構築されるとともに、最高裁判所に医事関係訴訟委員会が設置され、鑑定人の選任が早期かつ確実になされるようになりました。

この他、訴訟手続において第三者の医師に専門的知見の説明を求めることができる専門委員制度が導入されており、早期の争点整理等に一定の役割を果たす例もあります。

こうした取り組みにより、審理期間は短縮される傾向にあります。全国の医療過誤訴訟の平均審理期間は、1997年には36.3か月でしたが、2016年には23.3か月に短縮されています。また、大阪地裁医事集中部での平均審理期間は更に短く、概ね20か月程度となっています。

(2) 裁判外紛争解決機関(ADR)

ア ADR制度は、裁判外において紛争を解決するためのものです。あっせん委員として専門家が当事者の間に入り、事案の実情に即して示談あっせんを行います。比較的単純で請求額が低額な事件が適するといわれており、低廉なコストで迅速かつ柔軟な解決が得られる場合があります。

イ 大阪では、医療紛争に特化したADR制度はまだないものの、公益社団法人民間総合調停センターによるADR制度が医療紛争にも利用されています。医療に関する申立件数は、表11-2の通りです。

医療紛争の場合は、医師とともに医療事件に詳しい弁護士をあっせん委員にするなどの配慮が行われています。ADRを利用するには相手方が手続を開始することに応諾する必要がありますが(応諾しない場合はADRを利用できません)、医療紛争の場合は医療機関側の応諾率が低いという点が指摘されています。

(3) 大阪弁護士会総合法律相談センターの医療法律相談、弁護士紹介

大阪弁護士会総合法律相談センターでは、専門法律相談として、週1回の医療法律相談を実施しています。医療事件について一定の実務経験があり、かつ、所定の研修を受けた者として名簿に登録された弁護士が相談を担当します。総合法律相談センターにおける医療事件の相談件数は、表11-3の通りです。

また、総合法律相談センターには弁護士紹介制度があり、医療事件の紹介依頼に対し医療法律相談の担当指名簿に登録された弁護士を紹介しています。紹介件数は2021年度が133件、2022年度が125件、2023年度が136件です(ただし、2023年度の件数に2024年3月の件数は含まず)。

(4) 行政の医療相談窓口

大阪府下では、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市等の保健所に医療全般に関する問い合わせを含めた医療相談窓口が設けられています。但し、診断・検査内容の是非や医療ミスであるかの判断や医療機関とのトラブルの仲裁などには対応できないとされていますので、それらの相談に対しては、弁護士会の法律相談等に関する情報提供が行われることになります。

(5) 医療事故調査制度(全国)

医療法が改正され、2015年10月から、医療事故調査制度が導入されました。

医療機関は、死亡又は死産の医療事故が発生した場合は「医療事故調査・支援センター」に報告するとともに(医療法第6条の10)、事故の原因を調査する義務があります(同条の11)。

医療事故とは、医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産で、医療機関の管理者が予期しなかったものとされています。医療事故調査・支援センターである「一般社団法人日本医療安全調査機構」によると、2020年度は、308件の医療事故が報告されました。

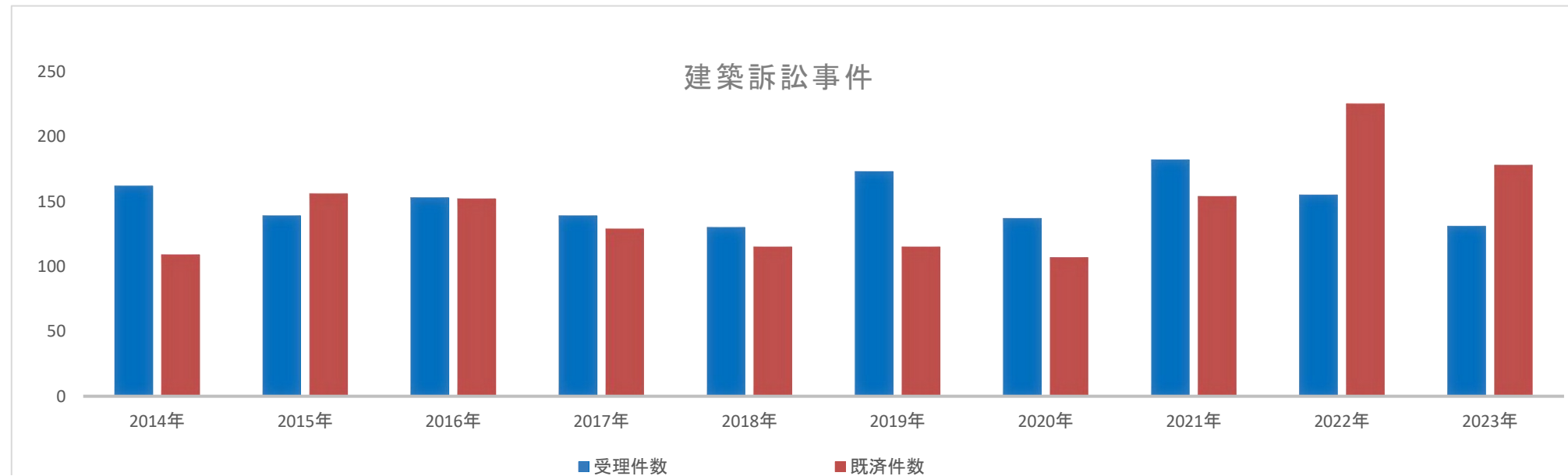
もっとも、医療機関の管理者が死亡又は死産を予期していたものについては、「医療事故」に含まれませんので、遺族が予期しなかった死亡又は死産であっても事故調査が行われない場合があります。医療事故調査制度の対象となるかどうかについては、日本医療安全調査機構が相談を受け付けています。

12 建築紛争

(表12－1)大阪地方裁判所第10民事部建築訴訟事件

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
受理件数	162	139	153	139	130	173	137	182	155	131
既済件数	109	156	152	129	115	115	107	154	225	178
(うち判決)	39	40	25	39	25	23	25	47	73	44
(うち和解)	27	49	66	29	30	35	27	39	55	68
(うち付調停後調停成立による取り下げ擬制等)	43	67	61	61	60	57	55	68	97	66

※ 件数は概数である。



(表12-2) 民間総合調停センター不動産売買・請負契約における紛争受案件数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
受案件数	35	22	23	21	29	37	21	23	23	21
(うち売買契約)	4	4	5	5	5	12	4	8	2	5
(うち請負契約)	31	18	18	16	24	25	17	15	21	16

(表12-3) 大阪住宅紛争審査会受案件数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
受案件数	9	11	12	15	11	9	10	8	9	4
(うち評価住宅)	2	1	2	2	2	0	0	1	2	0
(うち保険付住宅)	7	9	9	9	9	9	10	7	6	-
(うち評価住宅＋保険付住宅)	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
(うち1号保険付住宅)	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
(うち2号保険付施行前)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2

12/19時点

(表12-4) 大阪弁護士会総合法律相談センター：住宅・建築相談受案件数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
受案件数	52	62	46	28	33	37	19	4	6	11

(表12-5) 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理センター:住宅専門家相談件数(大阪)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
受理件数	134	154	138	142	167	181	131	130	129	72
(うち評価住宅)	20	21	16	17	17	14	11	14	17	9
(うち保険付住宅)	44	65	52	49	68	73	66	64	44	-
(うち1号保険付住宅)	-	-	-	-	-	-	-	-	13	32
(うち2号施行後A)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
(うち2号施行後B)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3
(うち住宅リフォーム)	69	65	70	74	80	94	52	52	54	24
(うちマンション建替等)	1	3	0	2	2	0	2	0	0	0
(うち既存住宅)	-	-	-	-	—	—	—	—	1	4

12/19時点

1 3 刑事事件

(表 1 3 - 1) 刑事弁護

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
私選紹介(当番)弁護士出動件数	3,410	3,445	3,242	3,167	3,019	2,859	2,408	2,328	2,016	2,151
被疑者国選新受件数(※1)	6,094	5,946	5,627	5,474	5,165	5,525	5,846	5,318	4,902	5,225
被告人国選受任件数(※2)	6,341	5,895	5,415	5,379	4,964	4,493	5,300	4,587	4,242	4,213
障害者の私選紹介(当番)弁護士出動件数	－	56	149	131	174	115	125	151	115	90
障害者の被疑者国選新受件数(※3)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	427
障害者の被告人国選新受件数(※3)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	57
国選弁護人契約弁護士数(※4)	2,285	2,450	2,448	2,565	2,819	2,920	2,903	2,974	3,033	3,087

※1、2、4はいずれも法テラス白書から抜粋

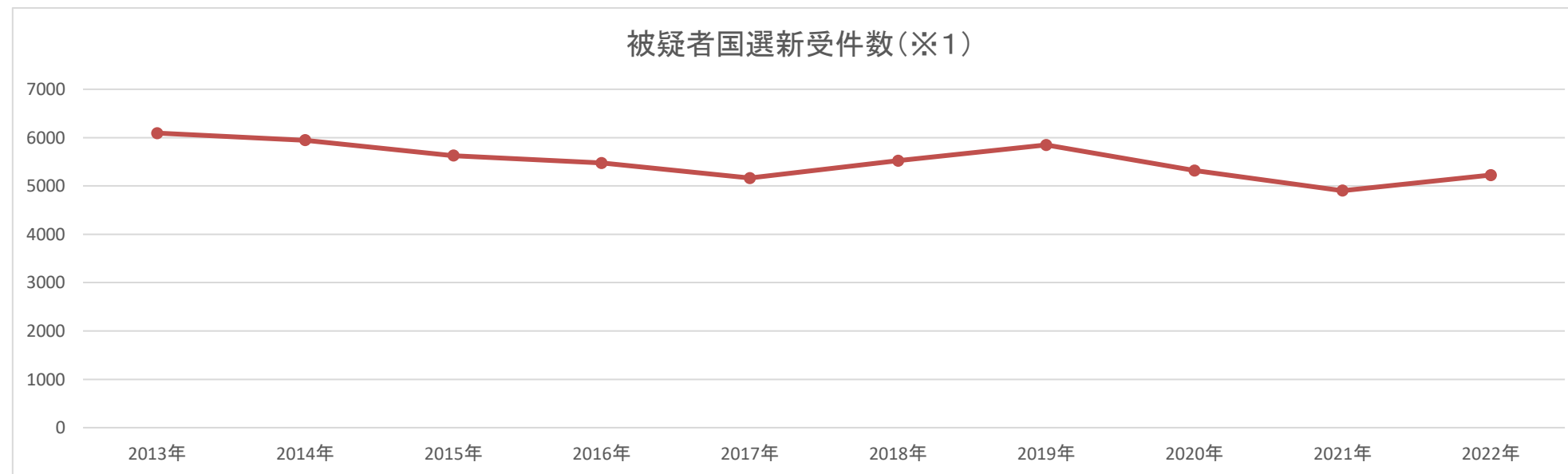
※1、2は当該年度中の件数

※3は法テラス大阪にて抽出した速報値

※4は当該年の4月1日現在の国選弁護人契約弁護士契約数

契約上は、被告人、被疑者別の契約ではないため単純に国選弁護人契約弁護士契約数とした。

被疑者国選弁護人制度は、2006年10月の制度開始時点では重大事件に限られていたが、2009年5月に対象事件が拡大され対象事件数は10倍に拡大した。2018年6月からは、対象事件が被疑者が勾留されている全事件に拡大された。それに伴い、私選紹介(当番)弁護士出動件数は減少してきている。



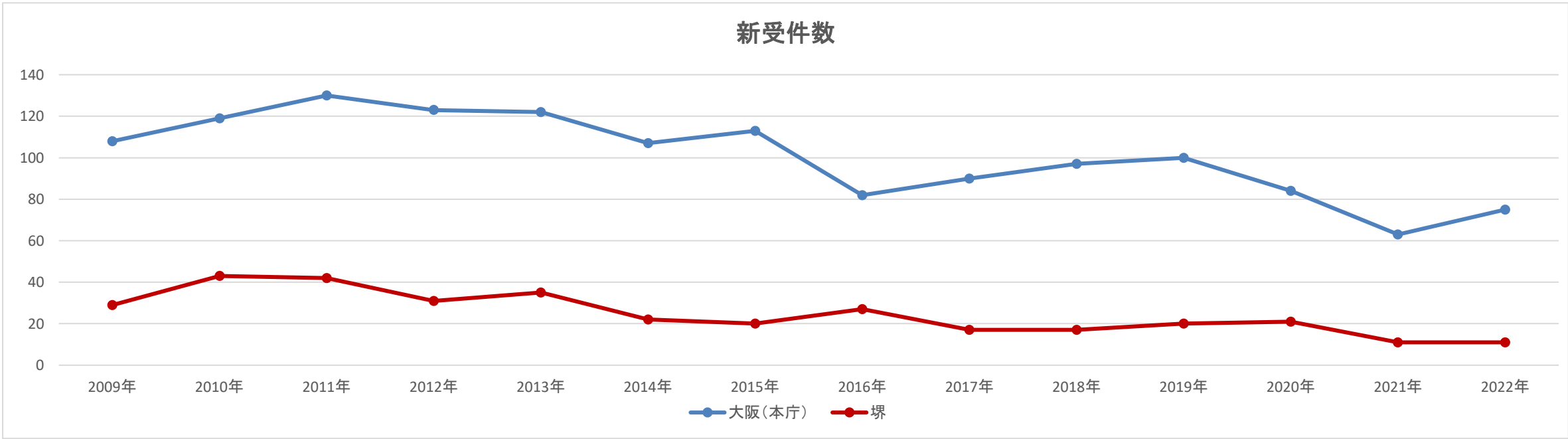
(表 1 3 - 2) 裁判員裁判

※裁判員裁判は2009年5月21日に施行されているので、制度当初との比較のため、2009年からの統計を掲載する。

(出典:最高裁司法統計)

(表 1 3 - 2 - 1) 裁判員裁判新受件数・終局件数

		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
新受件数	全国	1,142	1,591	1,624	1,344	1,329	1,287	1,175	1,008	1,054	1,055	1,099	969	779	800
	大阪(本庁)	108	119	130	123	122	107	113	82	90	97	100	84	63	75
	堺	29	43	42	31	35	22	20	27	17	17	20	21	11	11
終局件数	全国 全国	148	1,530	1,568	1,526	1,415	1,220	1,206	1,127	993	1,038	1,021	933	928	753
	大阪(本庁)	12	126	113	123	134	120	103	112	85	81	94	93	83	63
	堺	1	38	41	41	37	28	21	23	23	20	16	15	21	12



(表 1 3 - 2 - 2) 裁判員裁判平均審理期間 (全国)

集計項目		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
総数	判決人員	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	905	904	738
	平均実審理期間(日)	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.2	9.4	9.5	10.6	10.8	10.5	12.1	13.8	17.5
	平均開廷回数(回)	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5	4.7	4.6	4.9	4.8	4.8	4.7	5.1	5.4
自白	判決人員	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	491	432	419	340
	平均実審理期間(日)	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	5.9	6.2	6.7	7.2	7.3	6.8	8.3	9.4	10.3
	平均開廷回数(回)	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	3.8	3.9	4.1	4.3
否認	判決人員	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	510	473	485	398
	平均実審理期間(日)	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	10.8	13.0	12.6	13.5	14.0	14.1	15.6	17.6	23.7
	平均開廷回数(回)	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3	5.6	5.6	5.8	5.7	5.7	5.4	6.1	6.4

(表 1 3 - 2 - 3) 裁判員裁判平均評議時間 (全国)

集計項目		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
総数	判決人員	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	905	904	738
	平均評議時間(分)	397.0	504.4	564.1	619.8	630.1	674.9	719.6	731.9	760.3	778.3	768.2	761.2	836.2	894.2
自白	判決人員	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	491	432	419	340
	平均評議時間(分)	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	532.2	541.9	560.1	580.3	583.9	567.5	585.6	641.6	644.9
否認	判決人員	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	510	473	485	398
	平均評議時間(分)	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	839.6	917.7	914.1	916.6	959.8	961.5	921.6	1,004.3	1,107.1

(表 1 3－2－4) 裁判員候補者（全国）

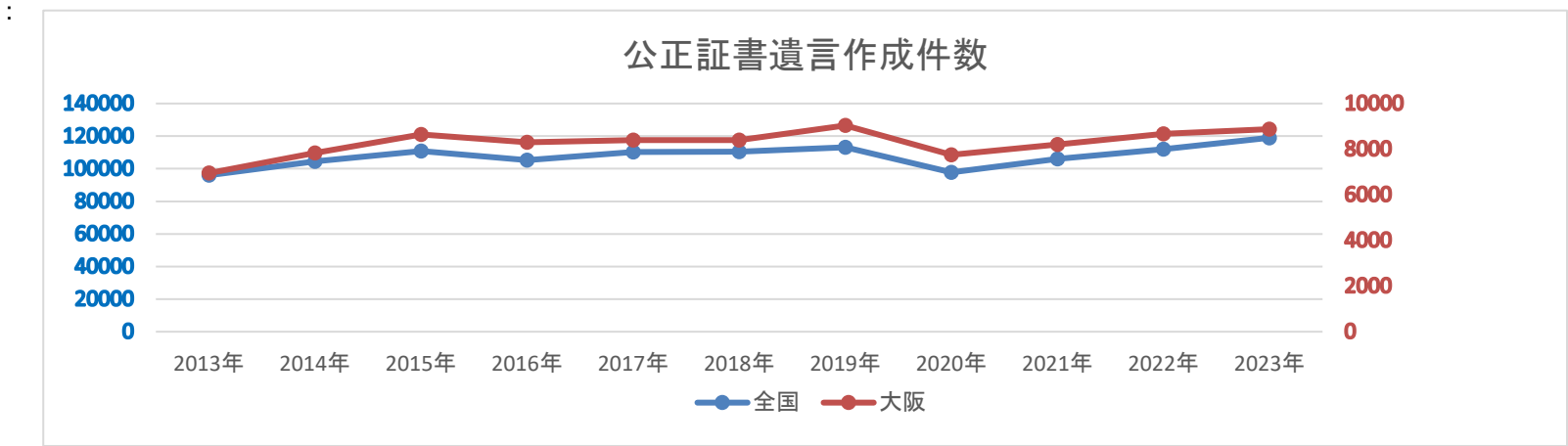
集計項目														
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
(イ)裁判員候補者名簿記載者数														
	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800	229,200	233,600	230,600	233,300	232,800	236,600	233,000
(ロ)名簿使用率(%)（「ハ」／「イ」）														
	4.5%	36.7%	41.7%	47.5%	52.2%	52.0%	56.8%	55.8%	51.4%	55.3%	50.9%	44.8%	42.8%	36.7%
(ハ)選定された裁判員候補者数														
	13,423	126,465	131,880	135,535	135,207	123,059	132,831	127,811	120,187	127,490	118,754	104,205	101,150	85,589
(ニ)判決人員1人当たりの選定された裁判員候補者数の平均														
	94.5	84.0	86.5	90.4	97.5	102.4	112.4	115.8	124.4	124.1	118.6	115.1	111.9	116.0
(ホ)調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数														
	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	40,755	39,485	36,011	39,703	38,578	34,701	32,155	25,840
(ヘ)期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数(「ハ」－「ホ」)														
	9,638	94,220	94,109	97,047	95,541	86,304	92,076	88,326	84,176	87,787	80,176	69,504	68,995	59,749
(ト)判決人員1人当たりの期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数の平均														
	67.9	62.6	61.7	64.7	68.9	71.8	77.9	80.0	87.1	85.5	80.1	76.8	76.3	81.0
(チ)質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数														
	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	43,806	41,563	41,707	44,907	39,523	33,922	34,385	30,704
(リ)選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数(「ヘ」－「チ」)														
	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,953	48,270	46,763	42,659	42,880	40,653	35,582	34,610	29,045
(ヌ)選任手続期日に出席した裁判員候補者数														
	5,415	48,422	44,150	41,543	38,527	32,833	32,598	30,313	27,152	28,961	27,874	24,798	24,729	20,278
(ル)判決人員1人当たりの選任手続期日に出席した裁判員候補者数の平均														
	38.1	32.2	29.0	27.7	27.8	27.3	27.6	27.5	28.1	28.2	27.8	27.4	27.4	27.5
(ヲ)出席率(%)（「ヌ」／「リ」）														
	83.9%	80.6%	78.3%	76.1%	74.0%	71.4%	67.5%	64.8%	63.9%	67.5%	68.6%	69.7%	71.5%	69.8%
(ワ)選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数														
	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	9,150	8,324	7,528	7,498	7,299	5,896	6,471	5,452
(カa)辞退が認められた裁判員候補者の総数														
	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	86,201	82,647	79,284	85,484	79,236	69,037	67,639	57,663
(カb)辞退率(%)（「(カa)」／「ハ」）														
	53.1%	53.0%	59.1%	61.6%	63.3%	64.4%	64.9%	64.7%	66.0%	67.1%	66.7%	66.3%	66.9%	67.4%
(ヨ)くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの														
	4,802	42,559	38,274	35,785	32,586	27,703	27,554	25,678	22,954	24,853	24,044	21,859	21,558	17,635
(タ)判決人員1人当たりのくじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたものの平均														
	33.8	28.3	25.1	23.9	23.5	23.0	23.3	23.3	23.8	24.2	24.0	24.2	23.8	23.9
(レ)選任された裁判員の数														
	838	8,673	8,816	8,633	7,937	6,938	6,768	6,363	5,536	5,905	5,718	5,221	5,226	4,413
(ソ)選任された補充裁判員の数														
	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	2,293	2,140	1,896	1,989	1,919	1,761	1,769	1,527

14 相続・遺言

(表14－1)公正証書遺言作成件数

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
全国	96,020	104,490	110,778	105,350	110,191	110,471	113,137	97,700	106,028	111,977	118,981
大阪	6,950	7,839	8,639	8,301	8,397	8,404	9,039	7,758	8,199	8,678	8,882

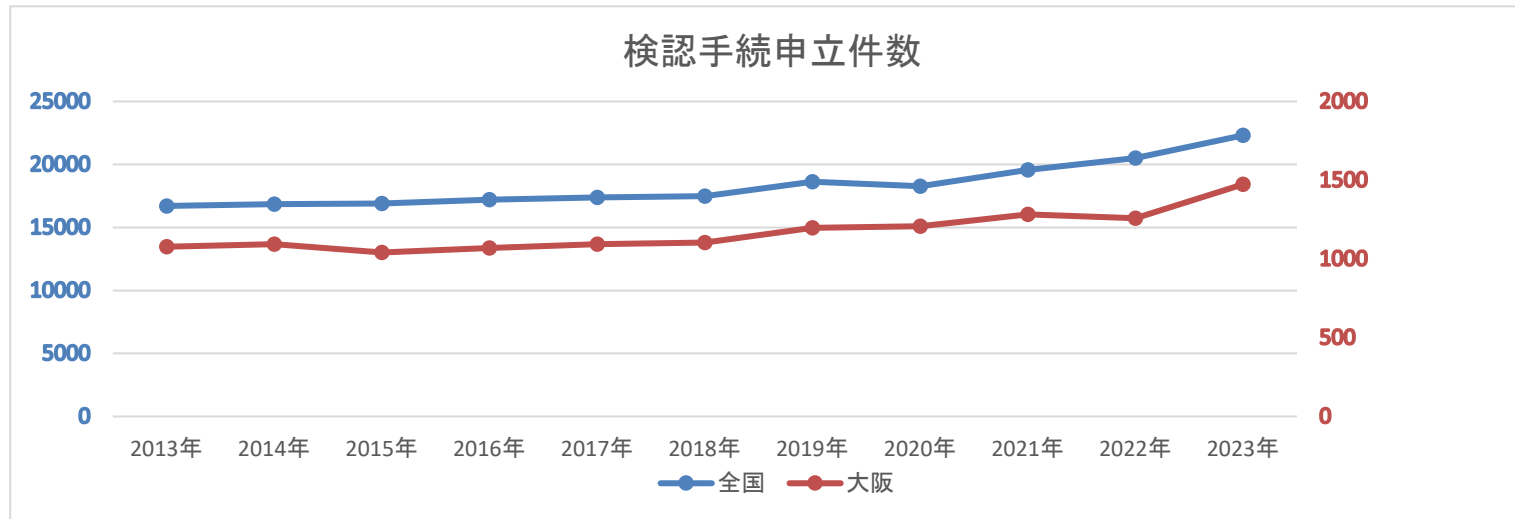
(出典: 日本公証人連合会統計)



(表14－2)遺言書検認手続申立件数

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
全国	16,708	16,843	16,888	17,205	17,394	17,487	18,625	18,277	19,576	20,500	22,314
大阪	1,077	1,093	1,041	1,070	1,094	1,104	1,198	1,208	1,283	1,259	1,474

(出典:最高裁司法統計)

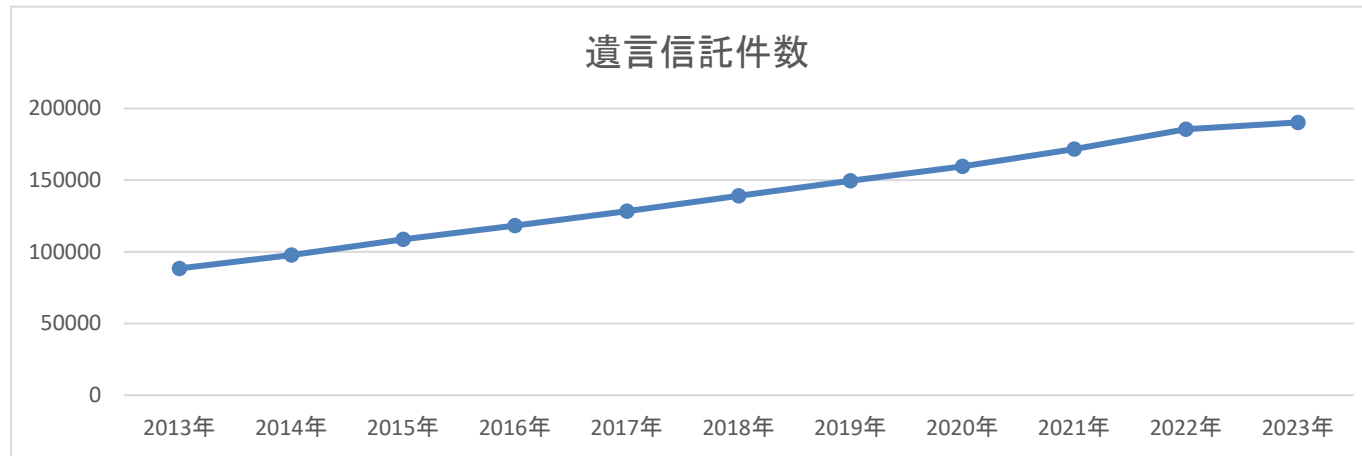


(表14－3)信託業務を行う金融機関の遺言書保管件数

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
88,448	97,709	108,623	118,315	128,366	139,085	149,693	159,719	171,668	185,616	190,295

※いずれも年度末の件数

(出典:信託協会ホームページ)

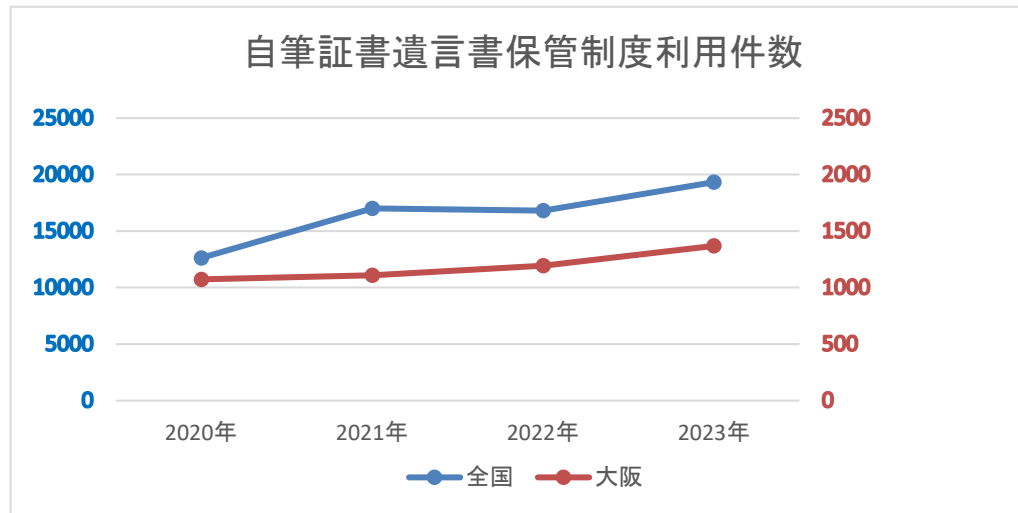


(表14-4)法務局における自筆証書遺言書保管制度利用件数

	2020年	2021年	2022年	2023年
全国	12,631	17,002	16,802	19,336
大阪	1,073	1,108	1,193	1,369

※2020年7月開始

(出典:法務省ホームページ、大阪法務局)



【分析結果】

高齢化に伴って、遺言書作成件数が増加しているものと評価されます。

公正証書遺言作成件数及び自筆証書遺言作成件数(検認手続件数から推測)がともに右肩上がり増加しています。

15 裁判外紛争解決機関

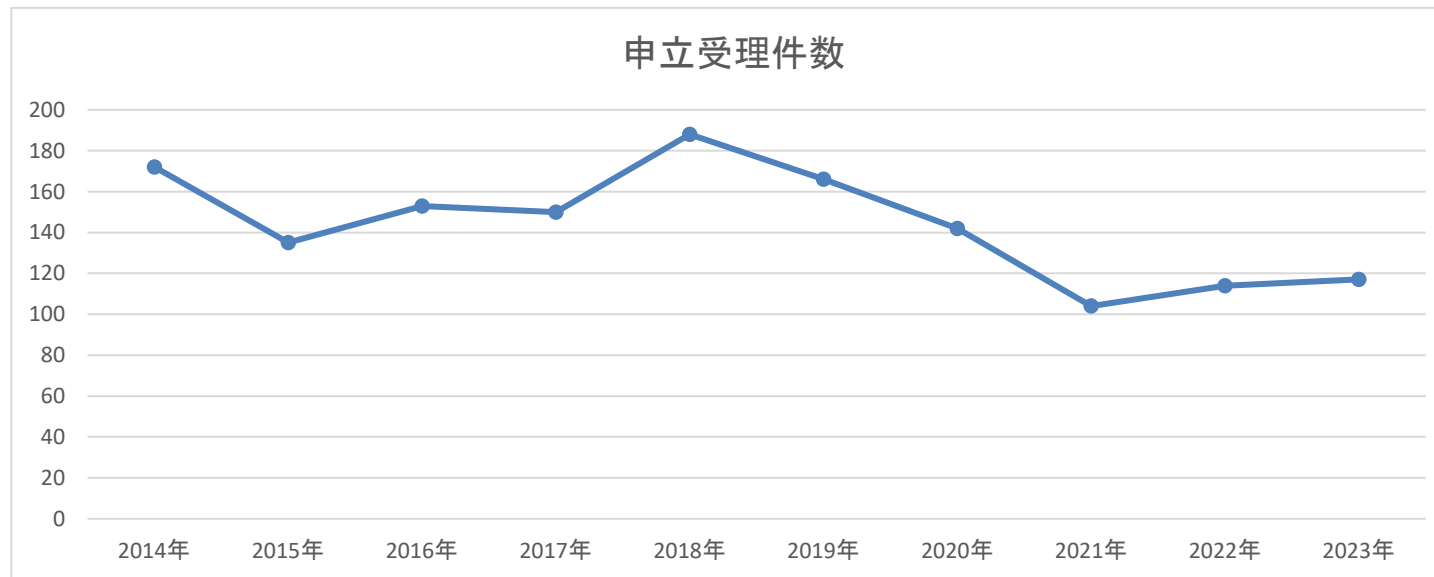
(表15)民間総合調停センター処理件数

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
申立受理件数	172	135	153	150	188	166	142	104	114	117
終結事件数	169	136	157	162	176	189	111	127	103	112
成立件数	58	43	54	48	50	60	29	46	36	40
成立率	34.3%	31.6%	34.4%	29.6%	28.4%	31.7%	26.1%	36.2%	35.0%	35.7%

※成立率＝成立件数÷終結事件数

【コメント】

年間120件程度の事件を受理し、うち35%程度について和解が成立している。



16 大阪弁護士会の法律相談

(1) 弁護士会・自治体の法律相談

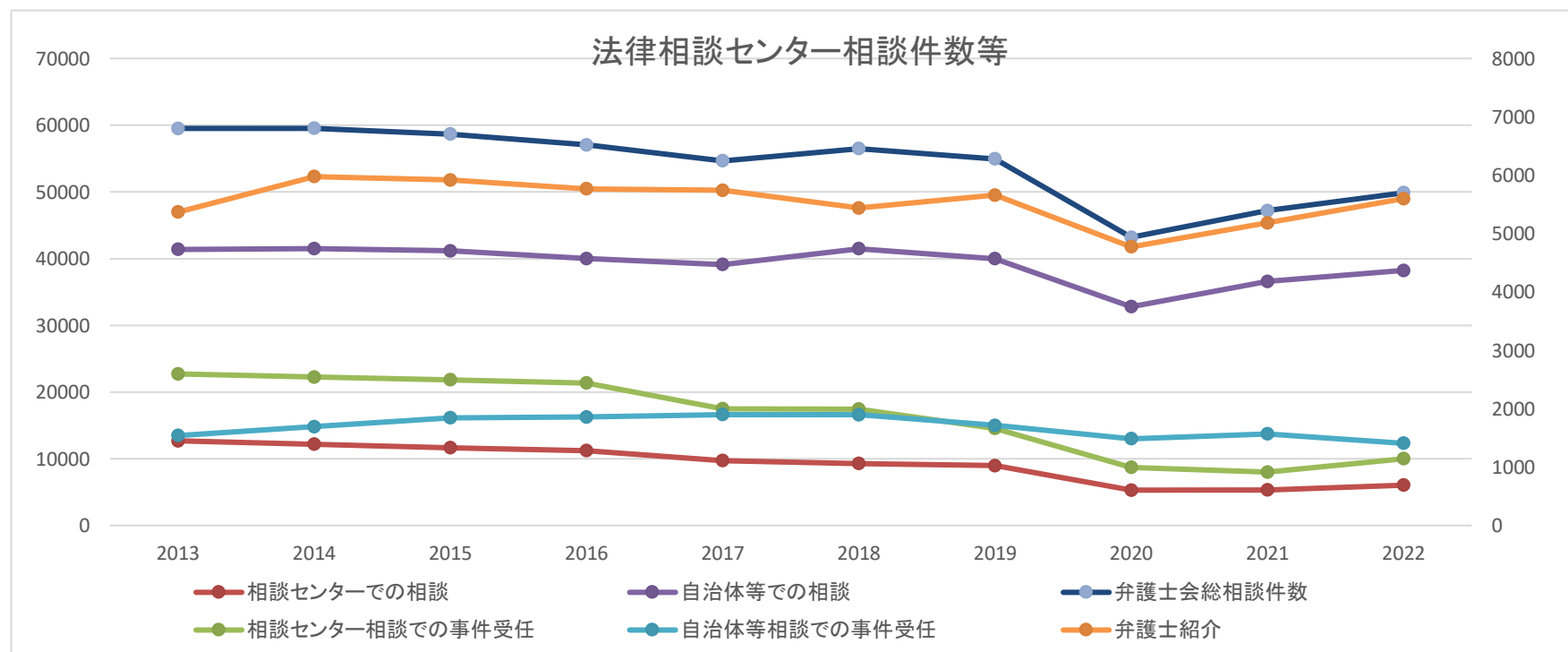
ア 法律相談センターの役割及び推移

大阪弁護士会総合法律相談センター（以下「相談センター」といいます。）は、市民の法的サービスへの要請に応えるための迅速かつ適切な法律相談、弁護士紹介等を行うことを目的として、1985年（昭和60年）6月に設置されました。

2013年度（平成25年度）から2022年度（令和4年度）までの相談センターでの相談件数、同相談での事件受任、自治体等での相談件数、同相談での事件受任の推移は、以下のとおりです。

（表16－1）法律相談センター相談件数等

年 度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
相談センターでの相談	12,696	12,170	11,655	11,230	9,709	9,291	8,982	5,306	5,336	6,056
相談センター相談での事件受任	2,597	2,542	2,495	2,442	1,998	1,994	1,664	996	916	1,143
自治体等での相談	41,380	41,505	41,172	40,007	39,114	41,477	39,987	32,796	36,583	38,222
自治体等相談での事件受任	1,540	1,694	1,845	1,859	1,899	1,897	1,716	1,485	1,568	1,408
弁護士紹介	5,370	5,976	5,918	5,767	5,742	5,438	5,659	4,773	5,185	5,599
弁護士会総相談件数	59,498	59,523	58,673	57,055	54,669	56,482	54,958	43,202	47,206	49,877



イ 相談センターの現状

現在の相談センターの取扱い業務は多種多様となっています。主なものは、次のとおりです。

(ア) 法律相談業務

弁護士会が主催する相談センターでの法律相談と自治体等から委託を受けて実施する自治体相談があります。相談センターでの法律相談は、弁護士会館、なんば、谷町、堺、岸和田で実施しています。近年、相談件数は減少傾向にある中、令和2年度及び令和3年度にはコロナ禍の影響もあり、大幅な件数減少となりました。令和4年度においては回復傾向にあるものの、コロナ禍以前の件数には届いていない状況となっています。

自治体相談については、大阪府下37自治体と委託契約を締結しており、主に市町村役場を相談場所として実施している他、自治体以外にも各種の公的団体から法律相談の委託を受けています。自治体等相談の件数については漸減傾向にあります。

自治体相談は主に一般相談ですが、弁護士会相談では、専門相談や中小企業相談を実施しています。

a **専門相談**…社会の複雑化に伴い法律も専門化しており、法律相談の専門化は市民のニーズといえます。相談センターでは、専門的な知識を要する法律相談は、研修要件等を充足した特定の弁護士が担当すべきものとして、現在、12分野(労働、交通事故、サラ金、消費者、医療事故、知的財産、建築、外国人、生活保護、犯罪被害者、離婚、遺言・相続)での専門相談を実施しています。

b **一般相談**…専門相談以外の家庭内トラブル、債権債務、不動産関係、借地借家、行政、刑事などの法律相談を実施しています。一般相談の担当弁護士は、特に登録要件を課すことなく、すべての弁護士が対応しうるものとして法律相談を提供しています。

c **民事当番弁護士制度**…訴訟代理人がいない訴訟当事者(原告又は被告)に対して、初回相談は無料で、訴訟の流れ等の法的アドバイスをする制度です。1994年(平成6年)3月に発足し、市民の弁護士へのアクセスの一つとして重要な役割を担っています。裁判所の協力により、訴状送達時に本制度の紹介文を記載してもらっています。

d **家事当番弁護士制度**…家庭裁判所での調停・訴訟事件について初回無料で法律相談が受けることができるという制度で、2007年(平成19年)10月1日に発足しました。制度発足に当たり、家庭裁判所の協力により、被告に対して訴状送付の際、呼出し状に、初回無料で法律相談を受けることができる家事当番弁護士制度があることを記載してもらっています。一般事件と違って、弁護士の関与率が低く、十分な権利救済がないと思われる家事事件の当事者に対する法的サービスとして、重要な機能を担うものと思われます。裁判所と連携した制度として、更なる利用拡大が求められます。

e **リーガルアクセスセンター**(以下「LAC」といいます。)…LACは、主として自動車保険を販売している損害保険会社との協定により、当該保険会社の保険契約者に対し、弁護士を紹介する業務を行っています。

法律相談件数が全般的に落ち込むなかで、LACは、年間3,000件前後の件数を取り扱っています。

f **中小企業相談(ひまわりほっとダイヤル)**…日弁連中小企業法律支援センターは、中小企業を対象として、弁護士が組織的かつ全国的に法的サービスの提供を行うことができる体制を支えるものとして、ひまわりほっとダイヤルを開設しています。ひまわりほっとダイヤルは、中小企業経営者が全国統一の番号にダイヤルすれば最寄りの弁護士会の担当弁護士との面談予約を行えるという点に特徴があり、平日の午前10時から午後4時まで、法律相談は初回30分間無料で実施しています。

g **中小企業支援センター**…相談センターでは、2012年(平成24年)6月より、中小企業支援センターの名称で、中小企業の法律相談業務を実施しています。相談センターでは、従前、法律相談事業のアクセス解消の対象を個人に限定していましたが、中小企業も個人に準じて法律相談業務へのアクセスが不十分であるのではないかという問題意識に基づき、相談を実施してきました。この活動をさらに発展させるべく、2024年(令和6年)7月にNPO法人等にも支援を拡大し、新しく中小企業・NPO法人等支援センターとして相談センターから独立する組織が発足しました。

(イ) 私選弁護士紹介制度(刑事当番弁護士制度)

1992年(平成4年)3月1日に発足した業務で、身体拘束されている被疑者に対する、法的アドバイス、権利救済を目的としたもので、要請があれば即日面会し、法的アドバイスをする制度です。初回の相談料は無料としています。

また、被疑者段階の国選弁護士選任について、2006年(平成18年)の制度開始当初は対象事件が限定されていましたが、段階的な対象事件拡大を経て、2018年(平成30年)6月より勾留状態にある全ての被疑者に対して、被疑者段階の国選弁護士選任の機会が与えられることになりました。

これに伴い、刑事当番弁護士としての派遣件数は従前よりも減少していますが、刑事当番弁護士として接見し、被疑者が勾留後に、刑事当番弁護士として接見した弁護士が被疑者国選弁護人に選任されるケースも多く、近年は2,000件から2,500件程度の派遣を行っています。

(ウ) 弁護士紹介業務

a **一般民事**…弁護士紹介希望者について、スクリーニングによって弁護士紹介に適する事案か否かを確認し、弁護士費用の説明等も行った後、事務所で待機する弁護士を紹介する制度です。

b **刑事**…身体拘束されていない被疑者に対して弁護士紹介や一般法律相談で対応しています。

c **顧問弁護士**…本制度は、会社・団体に対する顧問弁護士を紹介する制度で、2000年(平成12年)5月に大阪商工会議所と業務提携をしております。しかしながら、紹介件数は伸びておらず、近年では2021年度(令和3年度)の16件が最大数となっています。

d **講師派遣**…各種の講演会・研修会・勉強会等に対する講師派遣業務です。行政連携の成果もあり、多くの講師派遣要請に対応しています。

(表16－2)顧問弁護士紹介等

年 度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
顧問弁護士紹介	3	2	9	7	11	10	8	10	16	4
講師派遣	147	174	185	167	204	163	165	145	115	113

ウ 相談センターの課題

相談センターの利用は、1985年(昭和60年)の設立以来、順調に推移してきましたが、近年は減少傾向にあります。

本地域司法データの各箇所で見られるように、労働事件、行政事件、子どもの事件、消費者事件などに関して、行政庁等での相談件数が弁護士会法律相談件数の数倍から10数倍存在します。相談センターの利用件数が停滞気味であるのは、①原則として相談に費用が要ることや、②弁護士・弁護士会のイメージが、従前から「敷居が高い」といわれていることが原因になっている可能性があります。さらに、③市民のニーズが専門化・多様化している現状に相談センターが対応できていない、④他士業(司法書士・税理士等々)の業務参入がある、あるいは⑤法テラスの影響がある、⑥会館の他に設置される法律相談センター・法律相談所だけでは市民のアクセス障害が解消されていない、また、⑦土日・夜間相談が十分でない、⑧未だ市民に弁護士会の相談センターが認知されていない、等が考えられます。

エ 市民に十分な法的サービスを提供するために何をすべきか

相談センターの扱う法律相談件数は減少していますが、弁護士が身近にいない市民にとって、法律相談が貴重なアクセス手段であることに変わりはないと考えられるので、弁護士へのアクセス障害を解消する施策が必要と考えます。相談センターは、法律相談を拡充するため、以下の施策を行っています。

a 市民のアクセス障害の解消策

相談センターは、1994年(平成6年)以降、会館の他にサテライト法律相談センターを順次開設し、2009年度(平成21年度)には大阪府内に6か所を設置するに至りました。しかし、千里法律相談センターや枚方法律相談センターは、相談件数の伸び悩みにより、既に閉鎖されています。

サテライト法律相談センターは、常設の相談所として、その周辺地域の法律相談事業の核となりうる施設ですが、開設するにはコストの問題もあります。そこで、賃料及び人件費をかけず、非常設の場所で、一定の曜日等に相談業務を提供する業務として、2009年度(平成21年度)から、職員が常駐しない形式での法律相談所を開設し、①南河内法律相談所、②イオン日根野、イオン大日、③北摂地域相談所(北摂地域で3ヶ所)、④北河内地域相談所(北河内地域で3ヶ所)を運営してきましたが、2024年度(令和6年度)に順次、閉鎖することになりました。

今後、地域の法的需要にどのように対応していくことが適切かの検討が必要な状況です。

b 専門化、他士業や法テラス等との差別化

前述のとおり、市民の法的ニーズの多様化、専門化に対応するため、専門的な知識を必要とする法律相談は、研修要件や実務要件等を充足した特定の弁護士が担当すべきものとして、2011年(平成23年)6月から、労働、交通事故、サラ金、消費者、医療事故、知的財産及び建築の分野において、専門相談を開始しました。これに外国人、生活保護、犯罪被害者、離婚及び遺言・相続の5分野が追加され、12分野で専門法律相談を実施しています。

また、建築、知的財産、医療事故、消費者、犯罪被害者の5分野の相談については、専門的なニーズにより的確に答えるため、それぞれ相談担当者の事務所で行う法律相談を実施する態勢にしました。

以上のように法律相談の専門化に対応することにより、他士業の弁護士業務への無原則な参入を禁止し、また、法テラス、司法書士・行政書士業務等他士業との違いを明確に打ち出すことになります。相談センターでの法律相談が市民にとって十分満足できる内容のものにすることは、市民に対する弁護士・弁護士会の役目であり、将来の相談センターの発展のためにも必要です。

c 相談センターでは、2007年度(平成19年度)以降、広報費を大幅に増額して、広報の内容、回数を強化し、市民の認知の広がりや敷居の高さの解消を図ろうとしました。具体的には、地下鉄での社内広告、テレビのスポット広告、ラジオによる広告、新聞、雑誌、タウンページ等です。しかし、広報費用の支出と相談件数の増加との相関関係を認めることはできていません。また、近年の認知媒体としてはインターネットが5割近くの数値を占めており、インターネットを使った広報、ホームページの充実に取り組む必要があります。

課題のひとつは、広報によって法的サービスが必要な人に届いているか、という点です。そのためには、行政窓口や関連司法機関(公証役場、裁判所、法務局等)との連携を図り、単にパンフレットを置いてもらうだけにとどまらず、各部署の担当者が法的な支援を要する市民と接した際に積極的に相談センターを案内してもらえだけの連携関係を構築していく必要があります。

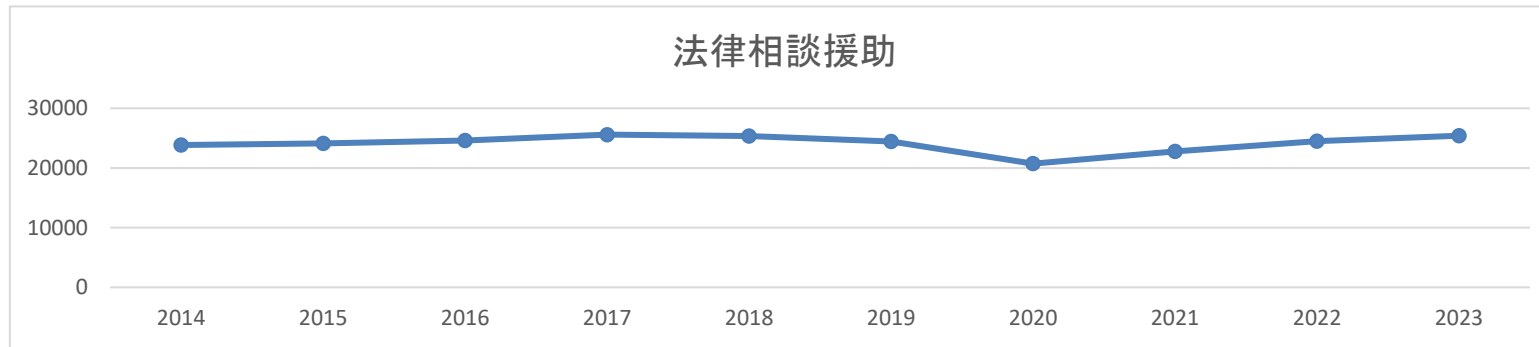
また、仮に、相談センターの情報が届いていても、当事者に必要な情報(無料相談はいつまで無料なのか、トータルの費用はどれくらいかかるのか等)が届いているのか、という課題もあります。当事者が求める情報を届ける工夫を検討する必要があります。

17 法テラス大阪の法律相談・民事法律扶助

(表17-1) 法律相談援助件数

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
法律相談援助	23,872	24,128	24,593	25,592	25,362	24,437	20,726	22,787	24,501	25,400

※ 2023年は速報値



(表17-2)代理援助・書類作成援助件数

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
代理援助	9,924	10,762	11,013	11,494	11,855	10,900	10,086	9,984	10,008	10,385
書類作成援助	485	567	478	535	468	418	478	459	376	452

※ 2023年は速報値

